

建設委員會 議録 第三十九号

(10011)

昭和二十七年六月三日(火曜日)
午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 松本 一郎君
理事 内海 安吉君 理事 田中 角榮君
理事 村瀬 宣親君 理事 前田榮之助君
理事 達澤 寛君 理事 三朗君
理事 宇田 恒君 理事 小平 久雄君
理事 瀬戸山三男君 理事 中島 茂喜君
理事 増田 連也君 理事 佐々木三君
出席國務大臣 野田 卯一君
建設大臣 野田 卯一君
出席政府委員 建設事務官 澁江 操一君
(管理局長)
委員外の出席者 建設事務官(管理) 水野 岑君
局建設課長 西畑 正倫君
専門員 田中 義一君
専門員 西畑 正倫君

五月三十一日
委員田中繼之進君辭任につき、その補欠として佐々木三君が議長の指名で委員に選任された。

六月二日

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(淺利三朗君外二十五名提出、衆法第六四号)

五月三十一日

西新井橋を鉄橋に架替えの請願(新井京太君外一名紹介)(第三二七八号)
県道戸田安下庄線中沖浦洞地区改修工事施行の請願(佐藤榮作君紹介)(第三三三三三号)

第一類第十六号 建設委員會議録第三十九号 昭和二十七年六月三日

西新井橋を鉄橋に架替えの請願(天野公義君外一名紹介)(第三三三三三号)

府県道松本高山線を国道に編入等の請願(植原悦二郎君外二名紹介)(第三三三三五号)

聖徳太子総合開発に関する請願(前尾繁三郎君紹介)(第三三三三五号)

県道根雨町、岡山市間の道路を国道に編入の請願(稲田直道君紹介)(第三三三三七号)

六月二日

呉地区英連邦軍関係労働者の取扱に関する請願(宮原幸三郎君紹介)(第三三三三九二号)

府県道松本高山線を国道に編入等の請願(岡村利右衛門君外一名紹介)(第三三三三九三号)

県道三角延岡線を国道に編入の請願(佐藤重遠君紹介)(第三三三九四号)

同(河内通義君紹介)(第三三三九七号)

倉敷米子線道路を国道に編入の請願(星島二郎君紹介)(第三三三九四四号)

宇都宮、米沢間県道を国道に編入の請願(牧野寛策君紹介)(第三三三九四四号)

一団地の住宅建設資金融資に関する請願(村瀬宣親君紹介)(第三三三九四六号)

の審査を本委員会に付託された。
本日の会議に付した事件

公共工事の前払金保証事業に関する法律案(内閣提出第一五〇号)
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(淺利三朗君外二十五名提出、衆法第六四号)

河川に関する件
○田中委員長代理 これより建設委員會を開会いたします。
本日委員長不在でありますので、私が暫時かわつて委員長職務を行います。

この際お諮りいたします。日程に先だち、河川小委員長内海安吉君より発言を求められております。これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕
○田中委員長代理 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。内海安吉君。

○内海委員 ただいまから河川に関する小委員会における今日の調査の経過につきまして、御報告申し上げます。

本小委員会は去る十二月十四日に設置せられ、爾来主として河川法改正問題について、しばしば、会合を重ね、調査を進めて参つたのであります。

周知のごとく、最近の災害の頻発は、民生の安定を害し、生産の復興をはばむこと著しいものがあり、この災害から国土を保全することなくして、日本の独立の達成も経済自立も、とうてい期待することはできないのであります。災害復旧費として政府が本年度

一般会計に計上している五百億円の予算をもつては、単に被害公共施設を原形に復旧するにとどまるものでありまして、しかも今日までに累積せられては、その復旧に少くとも今後五年を要する見込みであります。公共施設以外の一般被害の国民生活に与える影響に至つては、まことに想像を絶するものがあるものであります。しかもわが国気候風土の宿命といつても可いのであります。従つてこの問題を単に政府当局やまた国家財政の問題としてのみ考えるべきではなく、国民の総知を結集して、金と知恵、つまり財政問題とともに災害に関する制度をいかにするかという問題として、根本的に解決しなければならぬのであります。

敗戦の結果、わが国は領土の半ば以上と海外におけるすべての植民地及び経済市場を失いました。しかもこの狭い領土に八千万国民が自立して行かなければならぬのであります。一平方キロ当りの人口密度は戦前の五割増しであり、山地平野を含めて、実に二百二十五人が生活して行かなければなりません。これをアメリカに比較いたしますならば、わが国の面積はほぼカリフォルニア州に相当するにもかかわらず、人口はその八倍を擁しているのではありません。またこれを耕地面積をもつて比較するならば、わが国の耕地は実に一平方マイル当り、カリフォルニア

の十二倍の人口を養つて行かなければならぬ不都合になるわけでありまして、海外貿易を盛んにすること、あらゆる国内資源を余すところなく積極的に開発すること以外に生きる道はないのであります。しかして水はわが国に存するほとんど唯一の豊富な天然資源なのであります。従つてこれを利用すること、アメリカのごとく、カナダのごとく、またスカンジナビア諸國のごとくでなければ、とうてい国際場裡に伍して、自立生存を全うすることができないのであります。

かくのごとく見て参りますときは、河川の治水水利問題こそは、わが國の運命を左右するものであると断じて、決して過言ではないのであります。

以上の観点に立ちまして、現行河川法を再検討いたしますと、そこに種々の問題はあります。御承知の通り現行河川法は明治二十九年の制定にかゝるものであり、現代の趨勢に沿わない点もありません。いわゆるかたかな文語文の法律でありまして、明治憲法の思想を内包しており、検討を要する点も少くありません。しかも運用の実際面におきましては、おおむねそれ自体としてはよく運用せられて来たものであり、またある種の問題は運用の実際問題として解決可能とも考えられます。しかしながら小委員会といたしましては、次の諸点を問題としたのであります。

まず第一点は、河川管理体系の明確

化と、国と地方公共団体との間の事務配分の問題であります。全国河川総延長約十六万キロのうち、河川法の適用を受けるもの約一万キロ、河川法の準用せられてゐるもの約五万キロでありまして、法律は単に全国河川延長の約三分の一について行われるのみであり、全国河川延長の三分の二はいわゆる普通河川として、その管理は市町村の事務としてほとんど放置せられて置かれ、現状であります。従つてその管理がきつめて不十分かつ不徹底であり、これが今日における災害激増の一因をなしております。

また、現行法におきましては、都道府県知事が河川については工事執行を含む一切の管理責任を負い、例外として重要河川については、直轄工事を施行することができ、建前になつておりますが、法の運用の実績は直轄工事偏重となつており、法の建前と運営面の不一致の結果、河川行政の責任の帰属がやや明確を欠くに至つております。

以上の観点から、社会通念上河川と称せられるものは、全部これを法律の対象として取入れ、これを「建設大臣、都道府県または都道府県知事、市町村または市町村長の責任に区分し、その責任体制を明確にする」ともに、事務配分の適正を期する必要があるとあります。

第二点は、総合的な河川計画の樹立であります。現行法は河川法の適用について区間主義をとつております。しかし河川は水源から河口まで有機的の一体をなすものでありまして、どうしてもこれを一貫的に処理しなければ、治水利水の総合的効果を發揮できないのであります。ことにまた河川改修方式

か、堤防方式からダム方式に転換しつつあるにつれて、河川の上流部の重要性が高まつて参りました。区間主義が水系主義から立法技術としては確かにそれ／＼の主張もありましたが、近時の電源開発排水事業その他大規模利水事業と治水との関連性、これの同時的解決をはかるための、多目的ダムの建設、さらに上流水源山地の荒廃の下流への影響などを考慮すれば、河川を必然的に一つの水系として考慮せざるを得ないのであります。従つて治水利水の総合化、上下流関係の一元的処理の観点から、総合的な河川計画を樹立し、水に関する各種行政に計画性を与える必要はきつめて緊切なものがあると思はれるのであります。

第三点は、利水に関する規定の整備であります。現行法制定当時の利水事業としては、主として技術のきつめて幼稚な灌漑排水事業にすぎなかつたのであります。近時水力発電事業等の発達に伴い、農業、鉱工業、発電等のため、高堰堤をはじめ、各種の施設が河川に築造せられるに至り、各種産業間の利害関係がより／＼複雑となつて参つたのであります。これに対する現行法の規定は、治水上支障がないことを期待するに過ぎず、警察的色彩が濃厚でありまして、治水利水の統一調和、ことに各種利水相互間の調整をはかる上において、あまりにも簡単にすぎたのではないかと思はれます。また手続等も省令通牒以下に譲られており、適当ではないと認められまうので、これを改正補足して行く必要が認められるのであります。

第四点は、河川審議会の設置であります。河川に関する行政は、各般にわた

り、複雑多岐をきわめるため、河川行政の適正を期し、河川管理を民主的なしめるためには、関係行政機関、各界代表、学識経験者で構成する河川審議会を設け、建設大臣または都道府県知事の諮問機関として、河川に関する重要事項を調査審議させる必要があります。

以上のような基本方針に基きまして、河川法の改正案を準備いたしましたのであります。これに對しましては、各方面より種々意見があります。そのうち河川計画及び利水行政機構に関する意見は特に重要な問題であります。これに對する小委員会の見解を述べておきたいと思ひます。

まずその前提として、小委員としては、一応行政機構の根本的変革は考慮してないといふこと、及び国家の行政組織は、できるだけ簡明かつ系統的なものでなければならぬといふ国家行政組織上の基本方針は、あくまでも守られなければならないといふこととあります。近時各種の委員会等の設置により、責任の帰属が明確を欠くこととはなほだしいものがあることは、世論となつておるのであります。これがことに總理府及び経済安定本部においては著しく、今次行政機構の改革のねらいも、ここにあることは公知の事実であります。

第一点は、河川計画に対する反対意見であります。反対論の論旨は必ずしも明確ではありませんが、国土総合開発法との関係に起因するものと、各種の利水計画が河川計画によつて規制せられることを好まないものと二種にわかれ得るかと思ひます。

まず、国土総合開発法は、文字通りの総合でなければならぬのであります。道路、河川、港灣、都市計画、人口配置、産業立地、文化、厚生、観光等一切を含んだものであります。従つて国土総合開発計画は上位計画であり、河川計画は下位計画であります。相互に何の矛盾抵触も論理的にはないのであります。道路計画、港灣港計画、都市計画、国立公園計画を、それぞれの所管官が樹立することには、何人も異議をほさむ余地がないにもかかわらず、何ゆゑ河川計画を否定するかはまったく了解に苦しむのであります。もしそれ国土総合開発計画と矛盾するおそれがあるとするならば、それは道路計画、港灣計画等々と同様であり、その調整の任務こそは国土総合開発計画自体の達成すべき使命であります。また国土総合開発計画策定で河川計画の樹立を抑えるというならば、これまたとんでもない暴論であり、国土総合開発計画が樹立せられない今日、一切の公共事業をやめよといふにひとしいのであります。

次に、各種利水計画が、河川計画によつて規制せられるから反対であるといふ議論であります。これは河川計画作成の際における関係者の協議によつて解決し得る問題であります。河川計画は法律上の、何ら各種の利水計画を規制するものでありません。河川計画は、要するに当該河川における流量処理の基本計画であり、各種利水計画にその基礎資料を提供するものであります。今日までいかに流量を無視した利水計画が弊害を生んでゐるかは、各種の災害にまぎ／＼と見せつけられるところであり、またない水はとれないことは当然であります。要するに、流量計画すなわち河川計画により、定まつた流量を基本として、これを各種利水に用いることは、各需要者の要求を基礎として定められるべきものであります。各種利水の競合のない場合は、利水計画と河川計画は決して矛盾するものではないのであります。また競合の場合には、異種利水間の問題は河川管理者以外に決定し、計画し得るものがあり得ないのは当然であります。従つて各種利水計画調整のため河川計画が必要であるといふことは、反対論の主張により、ますますその必要性が痛感せられるのであります。なおこれらの論議を十分尽くす場所として河川審議会が設けられるのであります。

第二点は、利水行政機構の問題であります。すなわち水利権の管理は、一省において処理することは不適当であり、利害関係のある各省から独立した別個の機関が処理することとし、総合的見地において処理すべき事項を規定する統一水法を制定し、これに基いて実施すべき事業内容を規定する法律はそれ／＼所管官において別に制定すべしとし、建設省とは別個に、委員会制による独立行政機関、たとえば中央水委員会、地方水委員会のごときものを設けよという意見があります。行政委員会制度は、占領下における実験の結果、責任の所在を不明確にするものとして、わが国には不適当であることが一般に承認せられ、今後行政機構の改革の最も重要な項目として取上げられてゐることは周知の事実であり、新たにかかる機関を設けることはとうてい容認し得ないところであります。また水利権の設定のごとき公物の特別使

用は、河川計画によつて規制せられるから反対であるといふ議論であります。これは河川計画作成の際における関係者の協議によつて解決し得る問題であります。河川計画は法律上の、何ら各種の利水計画を規制するものでありません。河川計画は、要するに当該河川における流量処理の基本計画であり、各種利水計画にその基礎資料を提供するものであります。今日までいかに流量を無視した利水計画が弊害を生んでゐるかは、各種の災害にまぎ／＼と見せつけられるところであり、またない水はとれないことは当然であります。要するに、流量計画すなわち河川計画により、定まつた流量を基本として、これを各種利水に用いることは、各需要者の要求を基礎として定められるべきものであります。各種利水の競合のない場合は、利水計画と河川計画は決して矛盾するものではないのであります。また競合の場合には、異種利水間の問題は河川管理者以外に決定し、計画し得るものがあり得ないのは当然であります。従つて各種利水計画調整のため河川計画が必要であるといふことは、反対論の主張により、ますますその必要性が痛感せられるのであります。なおこれらの論議を十分尽くす場所として河川審議会が設けられるのであります。

用権の設定は、土地調整委員会、土地収用委員会のごときもの行私権相互の調整問題とはその本質を異にし、当然に管理する一般行政官庁の行うべきものであります。中央水委員会の構想は、関係大臣をもつて構成する委員会において行政問題を処理しようとするもののごときであります。かかる行政機関はその前例がないのみならず、内閣中に内閣を設ける結果となり、現行内閣制度の基本に反し、国家行政組織法の精神にも反するものであります。各省間の意見の調整は最終的には閣議によつてのみ解決せらるべきであり、内閣または各省大臣以外に政府意思の決定者があることは憲法の趣旨にも反するものであります。

さらに、小委員会はその理由により河川行政機関は独自の単一のものであるべきであり、機構問題については、これを他の省に付属せしめることの不可なる確信するものであります。第一は、河川の本質であります。すなわち河川は水源より河口に至るまで有機的一体性を有するものであります。その一部における変化はただちに全川に影響を及ぼすものであります。この河川本来の性質が、河川管理の不可分一体性を要する根本であります。

第二は、河川の利用は、河川の利用を前提とするものでありますから、河川自体の保全を無視することは絶対に許されないのであります。従つて利水と治水はまったく不可分の関係にあり、この両者の総合統一こそ河川行政の使命であります。

第三に、一つの利水事業は当然他の既存の河川使用に影響を及ぼすものであります。

ありまして、各種河川使用や利水事業の円滑な調和発展のためには、必然的に河川は公平かつ中正の立場にある単一の管理者によつて管理せられなければならないと見做さるべきであります。

最後に、多目的総合ダムの設置により、治水利水の問題を一元的に同時に解決しようとする傾向のある今日、河川行政における治水利水の関係は、いよいよ一体不可分となつたのであります。一つの世界が二つに分けられることは、何としても不合理であります。河川は一つゆゑに管理者は一つということとは、不易の真理であります。現行河川法が建設大臣を主務大臣としてゐることはその真理を体現したものであり、われ／＼先輩の時代に対する洞察力にはいまさらながら敬服するものであります。現にアメリカにおいては連邦の統一的な河川法はあります。陸軍工兵隊、内務省、農務省、連邦水力委員会などの間に、種々紛争のあることも聞知しておるのであります。そのため河川開発計画の作成にあつては、各省間の事実上の連絡協議会が持たれてゐると聞いてもおります。今回の改正河川法案は、現行建設省設置法における建設省の権限の範囲内において立案したものであります。したがらずに官僚の肩を持つて、この機会に権限を拡張するといふようなことは毛頭考へておりません。むしろ従来の建設省の行き方が多少独善に流れておつた弊を改め、また工事中主義から行政中心主義への転換をはかり、ことに積極的な河川利用の調整問題を取上げたものであり、また関係省間の利害の調整には特に意を用いたのであります。して、アメリカにおける官庁連絡協議

会にも四散すべき河川審議会の設置のごときはまったくその現われであり、この審議会において関係各省の意見を十分反映せしめて、その間の調整をはかることも、各省間における必要なる協議規定を置いてゐる次第であります。また中央と地方における権限の分配にも相当留意したのであります。河川行政に對する各般の要望は十二分に考慮を払つたのであります。しかしながら河川法の改正は、まだその機運熟せず、今次国会に提案の運びに至らなかつたことは、右に述べたところであり、右に述べた最終の結論であり、この線に沿う改正はあくまでも推進すべきであると考えます。改修問題、災害復旧、電源開発、食糧増産など今日国策上の重要問題はすべて河川をめぐる問題であります。これらの解決にあつては、政府は右の基本方針を十分尊重して、立法措置を要せずして実施し得る事項については、すみやかにこれを実施に移されたのであります。

昔から水を治むる者はよく國を治むると申しておりますが、私はさらにつけ加へたい、水を利する者はよく國を富ますと。しかし水利に関する方途は、単に建設復旧工事のみに限らないのであります。これを政策制度に考へ、予算に現れ、実施に移すといふ三拍子がそろわなければなりません。河川行政も単に堤防工事のみに終始することなく、政策制度もあわせて考へ、河川工事とともに河川管理の強化へと、政府の施策の転換をはかられることが強く要望されたのであります。なお小委員会において一応作成した

しました改正河川法案は、今後の立案にあつて重要な資料となると思ひますので、これを速記録に残したいと存じます。委員長においでさうおとひはからいあらんことを希望いたします。本小委員会における報告といたします。

○田中委員長代理 この際お諮りいたします。河川に関する小委員会委員長内海安吉君の御報告を了承することに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○田中委員長代理 御異議なしと認めます。よつて了承することに決しました。

なお内海君御提案の通り小委員会において成案を得ましたので、河川法に關する改正案は速記録に掲載いたします。

○田中委員長代理 次に日程により、公共工事の前払金保証事業に関する法律案を議題といたします。建設省より野田建設大臣、政府委員として遊江同省管理局長、水野同省建設課長が出席せられております。前会に引続き質疑を続行いたします。村瀬宣親君。

○村瀬委員 この法律案の審議はきめて慎重に行われておるのであります。われ／＼もはや結論を得たいと思ひのであります。そこで簡潔に要点をだけをお尋ねいたします。政府の方におかれましては、今までの御答弁に拘泥することなく、最後の結論としての御意見を承りたいのであります。御答弁によりましては、われ／＼はこの法案の審議にあつても討論その他煩を省き得ると思ひのであります。が、しかしまた御答弁のいかんによつ

てはなおい／＼な問題が起つて来ますので、簡潔に要領よく答弁をお願いいたします。私もきつめて簡潔にお尋ねいたします。今までの御答弁は別といたしまして、あらためて何うのであります。結局この法案によつてつくられる保証事業株式会社は、全国で大体何社ぐらいを登録を許す方針でありますか。その範囲をどの程度におきめになる御方針であるか、それが第一。第二は、登録申請は資本金の払込み前に受け付けられるかどうか、まづこの点からお伺ひいたします。

○野田閣務大臣 本法案は保証事業会社の設立について、御承知の通りに複数の主義をとつております。本法案第六條の拒否要件に該当しない限り登録をして行く建前になつております。保証料の引下げ、あるいは堅実な運営等を考えますと、ある程度の保証工事量があることが本会社の設立にとつてどうしても必要でありますので、私どもただいまの計算によりますと、本会社の数は数社になることを予想しております。なお何社になるかということにつきましては、関係者、特に建設業界の意向その他を十分参照いたしまして、今後きめて行きたいと考えております。

第二点の、登録申請を株式会社以前に受け付けるかという点につきましては、受け付けることといたしまして、いわば銀行等においてやつております事前の内認可のごときやり方をしたいといふふうに考へております。

○村瀬委員 ちよつと第二点は私のお尋ねが徹底しなかつたのであります。が、私のお尋ねいたしましたのは複数の保証事業会社ができる。ところがそ

れはかりに五千万円といたしますと、このごろは未払込み株金という制度がありません。従いまして五千万円を全部払い込んでからその登録申請を交付するようになります。払込みをしたが、お前のところは許可をしないというところが生じて参るのであります。そういうことは当事者も非常に困ることです。許可をしないことは、資本金まで五千万円、一億円と積んだものをむだにさせるということも不本意であらうと思ひますから、会社の登録申請は、資本金はまだ納まつてなくても、許可という言葉は不確当であるかもしれませんが、これは非常にわかりやすいように言うのであります。許可の受理、許可する、せぬというふうな交付を資本金が全部納まつてなくても交付されるかどうかということでありまして、

○野田國務大臣 受付けたいと考えております。

○村瀬委員 そこで第一の点をもうちよつと明らかにしておきたいと思ひますが、何社になるかは発表はできないという御答弁でありましたが、大体地方建設局が幾つかあるわけでありまして、これは無意味におきめになつたわけではないのであります。公共工事等の便利、能率を勘案して地方に一応建設局を置いておる。これは工事量とも関係がありますけれども、そこに一つくらの商業会社ができて必ずしもやつて行けないことはないのではなからうかと思ひますが、そういうふうなお答弁はありませんか。

○野田國務大臣 そういふ点も十分考慮して行きたいと考えております。

○村瀬委員 その次にお尋ねいたします

第三点は、少しく抽象的になるかも知れませんが、大事なことでありますのでお伺いします。

この会社の資本の構成は土木、建築業者以外からつくられることが望ましいと私は思ふのであります。建設大臣はいかにお考えでありますか。つまり当該業者だけが寄つて自家保険的なものをするというよりも、当該業者にも資金があるならば、それは建設工事にまわして、こつこつと保証事業と会社の資本というものはできれば他から構成される、できないときはやむを得ませんからその関係業者がつくらなければならぬのであります。でき得る限り優先的に他からその資本を持つて来る。そして公平に保証事業をやるといふのが望ましいと思ふのであります。建設大臣はどのようにお考えでありますか。

○野田國務大臣 本制度が建設業者の相互扶助的、自主的な意味合いもあり得るもので、私は建設業者の資本が出し得るものは出していただいて、それにまた第三者も加わるというふうな構成にする方が妥当ではないか、こつこつと考へております。

○村瀬委員 そこはどつちでもよいといへばよいのであります。資本金が五千万円、一億円とできさえすればいいように思ふのであります。私の考えといたしましては、それは別に自分たちだけでセクシヨナリズム的にやろうというふうな方針でありまして、必ず将来問題が生ずると思ふのであります。これは建設大臣のお考えをそのようにかえてもらふというふうにも行かぬわけでありまして、

れもまたちよつと本法案とは離れるかも知れませんが、基本的に伺つておかなければならぬと思ひますのは、今後公共工事は直営と請負をどういうふうにお考えになつておるか。そして直営の場合は、この法案は全然関係がないわけでありまして、直営を主にするか請負を主にするかということになると思ふのであります。そして今度直営となつた分を、一般公入札を原則とするか、指名競争入札によりたいとお考えになるか。そういう問題が起りまして、さて指名競争入札といふことになりまして、指名するときに、相当内容を吟味して指名しなければならぬと思ふのであります。でありまして、かりにも公共団体、特に建設省等が指名をした者に対して落札をしても、保証事業会社が保証しないといふことは、これはかなり困難な思ふのであります。もうすでに指名競争入札のときに、ずいぶん資格について吟味もなされたことと思ひますが、その辺はどういうふうなお考えをお持ちになりますか。

○野田國務大臣 第一点につきましては、直営と請負の関係におきましては、私は請負に出し得るものは、漸次請負に出して行きたい、なるべく請負の分をふやして行きたいというふうに感ずるのであります。

第二点につきましては、工事の施工能力というふうなものをよく考えまして、漸次一般競争入札の方向に向ひますが、その際その工事の施工能力等も、十分ににらみ合せて考へて行きたい、こつこつと考へております。

○村瀬委員 指名競争入札よりも、一般公入札の方にできれば進んで行きたいという御答弁であつたように思ふのであります。私はわずかな経験であります。が、実際地方自治体等においてはやつてみまして、理論としては一般公入札がよいのであります。一般公入札では、実際の工事では、一般公入札ではなからう行かぬ場合が多いのであります。たとえば一般公入札になりますと、全国どこからでもやつて参ります。そしてこのごろは談合とかいろいろの問題は、大分肅正されて参りましたけれども、その間いろいろ方法が行われまして、一般公入札といふものが、理論的に考えられるほど、運営の面に当りますと、有効適切なものではないのであります。まず資格の審査等にあたりまして、ずいぶん困難が伴うのであります。しかしその点は、またこの法案とは別に大臣にお考えを願ひたいのであります。私の問題とするのは、指名競争入札の場合、その場合には資格は十分吟味なさるわけでありまして、この保証事業会社ができたから、保証事業会社の方で内容は吟味するであらうから、指名競争入札の場合も、従前に比してそんなに資格を吟味するの必要はない。資格能力を吟味するのは、保証会社の方でやるから、ともかくもそこを寄せて集めて指名競争入札をしてみようという、安易な気分になられては困ると思ふのであります。この法律のできましての境として、何か建設省において、指名競争入札の場合の指名人をきめる上に、お考えがかわりますか、従来と同様でありますか、それを伺いたしたいと思います。

○野田國務大臣 私はこの法案ができて

ますとたんに、どうするかというふうな考え方がなしに、漸次個々の建設業者が、きわめて堅実な経営をし、信頼に値するようになっていた。たださういふふうな方向で今後進んで行きたい、こつこつと考へておるわけでありまして。

○村瀬委員 その次の問題は本法の第二條であります。「この法律において「公共工事」とは、国、日本国有鉄道、日本専売公社又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事をいい、資源の開発等について重要な土木建築に関する工事であつて、建設大臣の指定するものを含め」とする。「このあとの重要産業といふは、資源の開発等について重要な土木建築工事、これはどういふものを指定するのであります。前の御答弁では電源開発、私鉄、石炭、造船といふようなことを大ざつぱに言われたのであります。もう少しはつきり、おわかりになつてゐる点を御説明願ひたいと思ひます。

○野田國務大臣 先般政府委員よりお答えいたしましたごとく、電源開発に関する特殊会社ができましたら、そういうものも入りましようし、あるいは造船につきましても、いろいろ計画造船をする会社ははつきりまつておるものでありますから、そういうふうな会社も対象になり得る、こつこつと考へておるわけでありまして。

○村瀬委員 この指定はどういうふうになさるのであります。官報に載せるのであります。その都度なさるのであります。

○建設政府委員 これは建設大臣の告

示等による官報に公告する方法をとりたい。その際の指定の方法としては、造船業あるいは電源開発事業というふな形式をとりたい、かように考えておられます。

○村瀬委員 次は第十九條についても一度御答弁を承つておきたいのであります。この保証事業会社が営んでほならないという兼業の問題、それはこの前お尋ねいたしました、重要産業の保証はよいというのと関連があると思うのですが、これに対するはつきりした御答弁をもう一度承りたいと思ひます。

○渡江政府委員 御質問の御趣旨はちよつと……

○田中委員長代理 逋澤寛君。尋ねたものであります。二、三の点についてさらになだしておきたいことがあるのであります。本法は政府資金を中心としたように考へられるのであります。地方公共団体に前渡金を支払ふことを義務づける御方針でありますか、その点をひとつ伺ひたい。

○野田國務大臣 地方公共団体に前払をするを義務づける考へは持つておりません。

○逋澤委員 一体この法律はその辺が非常に重要なところだろと思ひます。私も若干この事情に精通してゐるものであります。比較的大業者は資金面においても銀行から借りる資格がある。それだけの信用があら銀行からの融通がつく。ところが弱小業者になると、自己の信用が薄いからなかなか銀行が貸してくれない。そこで高率の金利のものを借りなければなら

の保証をなし得るか、こういう問題に具体的にいつ込んで参りますと、それは是でできないという関係になつておるのでございます。十九條にその規定をうたつておるのでございます。こう二度御答弁になつておるのであります。この点はつきり承りたいと思ひるのであります。

○渡江政府委員 この保証事業会社の保証する対象は、第二條に掲げてある工事に限るといふ趣意でございます。従ひまして、ただいま御指摘のありましたような民間企業の場合でございますが、やはり重要資源開発工事、これに限定する、こういう趣意でございます。

○田中委員長代理 逋澤寛君。尋ねたものであります。二、三の点についてさらになだしておきたいことがあるのであります。本法は政府資金を中心としたように考へられるのであります。地方公共団体に前渡金を支払ふことを義務づける御方針でありますか、その点をひとつ伺ひたい。

○野田國務大臣 地方公共団体に前払をするを義務づける考へは持つておりません。

○逋澤委員 一体この法律はその辺が非常に重要なところだろと思ひます。私も若干この事情に精通してゐるものであります。比較的大業者は資金面においても銀行から借りる資格がある。それだけの信用があら銀行からの融通がつく。ところが弱小業者になると、自己の信用が薄いからなかなか銀行が貸してくれない。そこで高率の金利のものを借りなければなら

ぬ。従つて前渡金を出すと弱小業者が非常に仕事しやすくなるということになる。そこに公共事業というものの施工が非常に簡便化して、しかも丁寧でできることになると思ふのであります。仕事は中央の仕事より地方公共団体の仕事の方が規模が小さいのです。従つて小さい仕事に關係する小さい業者をこの恩恵に浴せしめることが、この法律の趣旨からいふたら必要だと思ふ。ところが他面には弱小業者でありますから、銀行からも社会からも信用が薄いということになる。そこでこういうような保証会社で保証してやる

ことが、弱小業者の信用を高めるために必要なんです。そういうような意味からいいますと、地方公共団体に前渡金を義務づける必要があるのです。ところが地方公共団体に前払するところの金繰り上、政府から補助金が来れば払ふことができるけれども、来なければ払ふことができないというやうな關係があつて、地方公共団体に前渡金を義務づけると、地方公共団体の長が困るじやないかというやうな論者もある。けれども私どもの知つておる範圍におきましては、地方長官といつたしましても、今までは、前渡金をやつてなるべく早く完全な工事をやらせたいというのが念願ですが、金をやることのできないというの法制的上の障害があつたためにできなかったものであります。そこで両方が成り立つやうな考へ方があるかないか、あるいは払つてもよし払わぬでもよいというやうな法律をつくられるという考へがあるかないか。

（田中委員長代理退席、委員長着席）

○野田國務大臣 ただいまの点につきまして、前払い金をするの義務づけはいたさないものであります。地方財政の状況もありますので、その点は考慮いたしておりますが、しかしながら他面におきまして、ただいま御指摘のように、比較的小規模の建設業者が仕事を請負う場合には、資金の面に非常に困難がありますので、なるべく地方公共団体が前払い金のでき得るやうに、たとえば地方財政平衡交付金を交付する場合であるとか、あるいは各種の補助金を政府が支出する場合に、そういうときにはなるべく時期を早めまして、前払い金のできるやうに特に地方において配慮してやる。また御承知のように公共事業につきましては、補助金以外に起債にまつものがあつて多いのであります。従つて起債による資金の交付というものもできるだけ早目にしてやる。こういうやうな点をあわせて考慮いたし、また実行いたしまして、地方公共団体がなるべく前払い金のできるやうな態勢に持つて行きたい、こういうふうに考へておる次第であります。

○逋澤委員 将来保証会社の数をどのくらいにするかということにつきましては、村瀬君から詳細な質問があり、大臣の御答弁もございましたので了承いたしました。現在の段階では地建の所在地に地づくつてもいいといふのが大多数の要請なんでありまして、これがあまり少くなると保証力というものが貧弱になつて来て、それがどういふやうな結果になるかということとは予想されるのであります。これ

場合は、出張所とかあるいは支店とかいうものを適宜設置し得るやうな制度をお考へになつておるかどうかいふ点につきまして伺ひたいのであります。

○野田國務大臣 今ブロック別くらいにつくつてはどうかという御説もありませんので、十分考慮いたしたいと思ひます。また必要な箇所に出張所を設けるといふ点につきましては、もちろん十分指導いたしまして、この制度が円滑にかつ最も効果的に運営されるやうにいたしたい、こういうやうに考へております。

○逋澤委員 それから保証の料率のこととありますが、これはしばしば論ぜられておりましたので、大体結論は出ておりますが、この保証料率が高くなるといふことは、これはこの法律をつくつた趣旨に反することです。しかもまた確實な保証を履行してこの制度を確立して行こうとすれば、経営をできるだけ早くやらなければならぬと思ひます。しかしこれは保証事業を行うことが中心の考へ方であると思ひますので、高率の配当をおやりになるかならないか、あるいは若干の制限をつけるかつかないかといふことについてた

だしておきたい。

○野田國務大臣 この法律によつてできます会社の配当につきましては、高率配当といふことは考へておらないのであります。保証料率の問題につきましては、この事業がうまく行けば行くほど保証料率はできるだけ下げようとして持つて行きたい、こういう趣旨で高率配当はできるだけ抑制するといふことを考へております。

○逋澤委員 最後にもう一つただしておきたいと思ひます。保証会社の事務

が官僚的に流れやすくなるおそれがあるものであります。そこでこれが官僚的になりますと、せつかくできませんでした保証会社の運営上事務の滞りを来し、そして形式的になる。こういうことになると業者が非常に迷惑することになると思ひますので、この点法律の内容の中に迅速果敢になし得られるように織り込まれるおそれがあるかどうかという点について伺ひたい。

○野田国務大臣 この会社の経営が官僚的になるおそれがあるからという点につきましては、われ／＼の方でも十分注意いたしまして、絶えずこの会社の動き等につきましてはよく見届けるようにいたしますし、また御関係の向き向きからは十分／＼な御意見を承りまして、運営上決してそういうことのないように万全を期して行きたい、かように考えております。

○松本委員長 これにて本案に關する質疑は終了いたしました。ただいまより本案を討論に付します。

○内海委員 本案に關しまする討論を省略してただちに採決に入られんことを望みます。

○松本委員長 ただいま内海君より討論を省略してただちに採決すべしという動議が提出されました。御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○松本委員長 御異議なきものと認め、さう決定いたします。

ただいまより採決いたします。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いいたします。

〔総員起立〕

○松本委員長 起立総員。よつて本案

は原案通り可決すべきものと決しました。

この際お諮りいたします。本案に關しまする委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○松本委員長 御異議なしと認め、さうとりはからいます。

○松本委員長 次に本日の議題であります公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案、淺利三朗君外二十五名提出、衆法第六四号を議題といたします。まず提案者より提案理由の説明を聴取いたします。淺利三朗君。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三條中「第四條」を「第四條及び第六條第一項」に改める。

第四條第一項中「負担すべきものを含み」を「負担すべきものを含むものとす」に改め、「第二條第三項に規定する災害復旧事業の事業費のうち、災害にかかつた施設を原形に復旧するものとした場合に要する金額（以下超過事業費という。）を含まないものとす」を削る。

第四條第四項を削る。

第六條第一項第一号を次のように改める。

一 箇所の工事の費用が、都道府県又は地方自治法（昭和二十

二年法律第六十七号）第五百五十五條第二項の市（以下「指定市」という。）（都道府県又は指定市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定市がその組織に加わつてゐるものを含む）に係るものにあつては十五万円に、市（指定市を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。）に係るものにあつては十万円に満たないもの

は、以下同じ。）に係るものにあつては十万円に満たないもの

の相当する部分を除く。）を削る。

第九條第二項を次のように改める。

2 主務大臣は、都道府県知事をして、当該都道府県の区域に存する市町村に対して、政令で定めるところにより、前項に規定する主務大臣の権限を行わせることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年一月一日以降発生した災害に關し適用する。

2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第四條の改正規定は、同法第三條各号に掲げる施設について地方公共団体（港務法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局を含む。）又はその機関が施行する災害復旧事業であつて昭和二十六年中又は昭和二十五年以前に発生した災害に因るもののうち、主務大臣による事業費の決定があつて国庫負担金の全部又は一部の交付を昭和二十七年三月三十一日

現在において受けていなかったものについて、適用し、又は準用する。

理由

公共土木施設の災害復旧事業の促進を図るため、災害復旧事業費に對する国の負担方法を合理化し、市町村等において一箇所の工事の對象を十万円に引き下げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○淺利委員 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して提案の理由を説明申し上げます。昨年、第十回国会におきまして、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が制定され、災害復旧事業に對する国庫負担の一応の原則はきまつたのでありますが、本法施行の状況にかんがみまして、これをさらに合理化するため、今回この改正案を提出いたしました次第であります。すなわち改正の第一点は、災害復旧事業費に對する国の負担方法を合理化するといふ点であります。

現行法におきましては、災害復旧事業費の三分の二から全額まで、地方公共団体の標準税収入に應じてスライドして國が負担することになっておりますが、原形復旧事業費のみを対象にしておりまして、原形復旧に要する金額を越える金額、すなわち超過事業費につきましては、本法による国庫負担率計算の基準である災害復旧事業費の中より除いており、「それぞれの施設に關する改良工事について、國が、他の法令又は予算の定めるところによりその費用の一部を負担し、又は補助する

場合の例により、その費用を負担する。」ことと相なつております。

近時災害復旧事業の激増によりまして勢い超過工事が増加し、災害激甚な幾多の地方公共団体におきましては、貧弱な弾力性に乏しい地方財政をもつては、その負担に應ずることが困難な事態が考慮せられ、復旧工事の円滑な施工が不可能な状態に立ち至らんとしております。

さらに、理論的に考えましても、法第二條第二項におきましては、災害復旧事業の定義に「原形に復旧すること」が不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。」とし、第三項において「災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。」としてあるにもかかわらず、第四條で、スライド制による国庫負担率計算の際にこれを除外しておりますことは、無視に原形復旧と超過工事と二つにわけたものでありまして、合理的なものとは申せないものであります。災害復旧事業について、超過事業などという觀念がおかしいのであります。原形に復旧するのが不適当な場合、これにかゝる施設をすることは災害復旧事業なのであります。従ひまして、今回超過事業費という言葉を削りまして、第四條の第一項の災害復旧事業費には、公共土木施設に關する災害復旧事業の事業費すべてを含むように改正せんとするものであります。

改正の第二点は、現行法におきまし

た

た

た

た

ては、第六條の一号において、「一箇所の工事の費用が十五万円に満たないものに」としては、本法の適用を除外してありますが、これを改正して都道府県と地方自治法第五十五條第二項の市を除きまして、市町村に係るものにあつては、十万円に満たないものを適用除外にする。すなわち本法の対象となる災害復旧事業の最低線を、市町村については、一箇所当りの工事費用を十五万円から十万円に引下げたのであります。これは、近時の災害の状態を見まするに、災害が局地に局限し、しかも十五万円未満の工事が相当多く、貧弱なる市町村財政をもつてしては、その復旧が不可能な場合が多く、災害を誘発する結果となるおそれがあるからであります。従ひまして比較的財政の融通可能な都道府県及び五大市につきましてはこのままとし、市町村についての最低採択限度を十万円と改めようとするものであります。

以上、説明いたしました二点が、本改正案の趣旨であります。さきに申し上げました第四條の改正規定につきましては、その取扱ひの公平を期するため、過年度に発生した災害で、昭和二十七年三月三十一日現在において、国の負担金の交付を受けていないものについても適用せざるよういたす所存であります。後に述べました第六條の改正規定につきましては、過年度にさかのぼつて査定をし直すことは不可能でありますので、二十七年災害から適用することといたしたいと思ひます。

以上簡単にございますが、提案の理由の概要を申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あら

んことをお願いいたす次第であります。

○松本委員長 本案に關しまする質疑は次会に譲りたいと存じます。本日はこの程度で散会いたし、追つて次会に公報で御案内いたします。午前十一時四十分散会

〔参照〕
公共工事の前払金保証事業に關する法律案（内閣提出）に關する報告書（都合により別冊附録に掲載）

改正河川法案

目次

- 第一章 總則（第一條—第六條）
- 第二章 河川計画（第七條—第十一條）
- 第三章 河川の管理（第十二條—第三十七條）
- 第四章 河川の使用（第三十八條—第六十條）
- 第五章 河川附近地等の制限（第六十一條—第六十七條）
- 第六章 河川に關する費用及び収入（第六十八條—第八十二條）
- 第七章 河川審議會（第八十三條—第八十八條）
- 第八章 監督（第八十九條—第一百條）
- 第九章 雜則（第一百一條—第一百三條）
- 第十章 罰則（略）
- 第一章 總則
- （目的）
- 第一條 この法律は、河川について、洪水、高潮等による水害を除却し、若しくは軽減し、又はその合理的利用を増進するため、これを総合的に管理し、もつて国土の保全及び開発に資するとともに公

共の安全の保持と公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

- 第二條 この法律において「河川」とは、公共の利害に關係がある河川（河川が流入し、又は流出する公共の利害に關係がある湖沼その他の水面及び公共の利害に關係がある湖沼その他の他の水面を含む。）で第五條の規定により認定を受けたものをいい、河川の附屬物を含むものとする。
- 2 この法律において「河川の附屬物」とは、堤防、導流堤、洪水敷、護岸、水制、床固、えん堤、せき、ひ門、ひ管、水門、排水機、こり門、陸ごり、荷揚場、船だまり、量水標その他の治水又は利水の目的をもつて河川管理者が設置する工作物をいう。
- 3 この法律において「河川管理」とは、第十三條から第十五條までの規定により、河川又は河川の附屬物を管理する者をいう。
- 4 この法律において「河川工事」とは、河川又は河川の附屬物を設置し、改良し、維持し、又は復旧する工事をいう。
- （私権の制限）
- 第三條 河川の流水は、私権の目的とすることができない。
- 2 河川の敷地については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。
- （河川の種類）
- 第四條 河川の種類は、水系ごとに定め、第一種河川、第二種河川及

び第三種河川とする。

（河川の認定）

- 第五條 第一種河川は、二以上の都道府県にまたがる河川、流域面積、延長若しくは流量が極めて大きい河川又は流域内の人口が極めて多い河川で国家公益上又は国民経済上重要なものについて、建設大臣が中央河川審議會に諮問して認定する。
- 2 第二種河川は、第一種河川に次いで公益上又は国民経済上重要な河川で、都道府県知事が、当該都道府県の区域内に存するものについて、都道府県の議会の議決を経て認定する。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、都道府県河川審議會に諮問しなればならない。
- 3 第三種河川は、第一種河川及び第二種河川以外の河川で、市町村長が、当該市町村の区域内に存するものについて、市町村の議会の議決を経て認定する。
- 4 建設大臣、都道府県知事又は市町村長は、前三項の規定により認定をしたときは、これを告示しなければならない。
- 5 都道府県知事又は市町村長が第二項又は第三項の規定により認定をしたときは、都道府県知事にあつては建設大臣に、市町村長にあつては建設大臣及び都道府県知事にこれを報告しなければならぬ。但し、市町村長が建設大臣に報告する場合においては、都道府県知事を經由しなければならぬ。
- 6 第四項の規定による告示及び前

項の規定による報告については必要な事項は、建設省令で定める。

- 7 河川の認定の変更及び廃止の手続は、当該河川の認定の手続に準じて行われなければならない。
- 8 第二種河川又は第三種河川について建設大臣が第一項の規定により第一種河川の認定をしたときは、当該河川に係る第二項の規定による都道府県知事の認定又は第三項の規定による市町村長の認定は、その效力を失う。
- 9 第三種河川について都道府県知事が第二項の規定により第二種河川を認定したときは、当該河川に係る第三項の規定による市町村長の認定は、その效力を失う。
- （境界に係る河川の認定）
- 第六條 前條の規定により第二種河川を認定しようとする場合において、当該河川が他の都道府県との境界に係るときは、關係都道府県知事は協議してしなければならない。
- 2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、關係都道府県知事は、建設大臣に裁定を申請することができる。
- 3 建設大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、關係都道府県知事の意見を聞かなければならない。この場合において、当該都道府県知事が意見を提出しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の議会の議決を経なければならぬ。
- 4 建設大臣が河川の認定をすべき旨の裁定をした場合においては、

ころにより、告示しなければなら
ない。

(河川の区域)

第十八條 河川の区域は、建設省令
で定めるところにより、河川管理
者が定める。

2 流水が河川の区域外に流れ出
て、長期にわたつて変らないと認
められるときは、河川管理者は、
当該河川の区域を変更しなければ
ならない。

3 河川管理者は、河川の区域を定
め、又は変更したときは、建設省
令で定めるところにより、告示し
なければならない。

(境界に係る河川の管理)

第十九條 地方公共団体の区域の境
界に係る河川の部分については、
関係河川管理者(建設大臣である
河川管理者を除く)は、第十三條
第四項、第十四條及び第十五條ま
での規定にかかわらず、協議して
別に管理の方法を定めることがで
きる。

2 前項の規定による協議が成立し
ない場合においては、関係河川管
理者は、そのいづれかが都道府県
知事又は都道府県であるときは建
設大臣に、その他のときは都道府
県知事に裁定を申請することがで
きる。

3 建設大臣又は都道府県知事は、
前項の規定による申請に基づいて裁
定をしようとするときは関係河川
管理者の意見を聞かなければなら
ない。この場合において、関係河
川管理者は、都道府県知事又は市
町村長である河川管理者にあつて
はその統轄する地方公共団体の議

会に諮問し、その他の河川管理者
にあつては河川管理者である地方
公共団体の議会の議決を経なければ
ならない。

(河川台帳)

第二十條 河川管理者は、その管理
する河川の台帳(以下本条中「河川
台帳」という)を調製し、及びこ
れを保管しなければならない。

2 河川管理者は、河川台帳の閲覧
を求められたときは、これを拒む
ことができない。

3 河川台帳の記載事項その他調製
に關し必要な事項は、建設省令で
定める。

(実施計画の作成)

第二十一條 河川管理者(建設大臣
が第十三條第二項の規定により河
川工事を実施する場合における建
設大臣を含む。以下本章中におい
て同じ)が河川工事を実施しよう
とするときは、あらかじめ、当該
河川工事に関する実施計画(以下
「実施計画」という)を定めなけれ
ばならない。

2 前項の実施計画が当該河川の他
の河川管理者の管理する区間又は
他の河川に著しい影響を及ぼす虞
がある場合においては、関係河川
管理者と協議して定めなければな
らない。但し、建設大臣が実施計
画を定める場合においては、この
限りでない。

3 第十九條第二項から第三項まで
の規定は、前項の規定による協議
が成立しない場合について準用す
る。

4 実施計画の変更又は廃止の手続
は、前三項の手続に準じて行われ

なければならない。

(実施計画の基準等)

第二十二條 実施計画に用いる計画
高水位、河積及び河川の附属物の
構造の基準については、政令で定
めるところとする。

2 えん堤工事の実施については、
第四十一條及び第五十條の規定を
準用する。

(他の工作物の効用を兼ねる河川
附属物の維持)

第二十三條 河川管理者は、河川の
附属物を兼ねて道路、取水せき、
発電用えん堤その他の工作物(以
下「他の工作物」という)として
の用に供する者がある場合におい
ては、その者に当該河川の附属物
の維持を行わせることができる。

(河川附属物の効用を兼ねる工作
物の工事)

第二十四條 河川管理者は、河川管
理者以外の者が設置した他の工作
物が河川の附属物の効用を兼ねる
場合において、河川管理上必要が
あると認めるときは、当該他の工
作物の管理者と協議した上で、自
ら当該他の工作物に関する工事を
施行することができる。

2 第十九條第二項及び第三項の規
定は、前項の協議が成立しない場
合について準用する。この場合に
おいて、同條第二項及び第三項中
「関係河川管理者」とあるのは「河
川管理者又は他の工作物の管理
者」と、同條第二項中「そのいづれ
かが都道府県知事又は都道府県で
あるときは建設大臣」とあるのは
「河川管理者が建設大臣、都道府
県知事若しくは都道府県であるか

又は当該他の工作物の設置若しく
は当該他の工作物に係る事業につ
いて行政庁の許可又は認可等を要
するものであるときは建設大臣及
び当該行政庁に、河川管理者が市
町村長若しくは市町村であり、且
つ、当該他の工作物の設置若しく
は当該他の工作物に係る事業につ
いて行政機関の地方支分部局の長
の許可又は認可等を要するもので
あるときは都道府県知事及び当該
地方支分部局の長」と同條第三項
中「関係河川管理者」とあるは「河
川管理者は」と読み替えるものと
する。

(原因者の河川工事施行)

第二十五條 河川管理者は、河川管
理者以外の者の行う河川工事以外
の工事(以下「他の工事」という)
又は河川を損傷した行為若しくは
河川の現状を変更する必要を生じ
させた行為(以下「他の行為」とい
う)に因つて必要を生じた河川工
事を当該工事施行者又は行為者に
施行させることができる。

(附帯工事の施行)

第二十六條 河川管理者は、河川工
事に因り必要を生じた他の工事
(河川管理者以外の者が第四十條
第一項第二号の規定により設置す
る工作物に関する工事に限る。以
下第七十七條において同じ)又は
河川工事を実施するために必要を
生じた他の工事を河川工事とあわ
せて施行することができる。

(河川保全のための直接施行等)

第二十七條 河川管理者は、第四十
條第一項第二号又は第六号の規定
による許可を受けた者の委託があ

つた場合又は委託がない場合にお
いても、河川の保全上特に必要が
あると認めるときは、当該許可を
受けた者と協議した上で、当該許
可を受けた者が施行する当該許可
に係る工事を自ら施行することが
できる。

2 第十九條第二項及び第三項の規
定は、前項の協議が成立しない場
合について準用する。この場合に
おいて、同條第二項及び第三項中
「関係河川管理者」とあるのは「河
川管理者又は当該許可を受けた
者」と、同條第二項中「そのいづれ
かが都道府県知事又は都道府県で
あるときは建設大臣」とあるのは
「河川管理者が建設大臣、都道府県
知事若しくは都道府県であるか又
は当該許可を受けた者の行う事業
若しくは施設について行政庁の許
可又は認可等を要するものである
ときは建設大臣及び当該行政庁」
と、同條第三項中「建設大臣」と
あるのは「建設大臣及び当該行政
庁」と、関係河川管理者は」と
あるのは「河川管理者は」と読み
替えるものとする。

(工事施行の委託)

第二十八條 河川管理者は、第五十
六條第一項の規定に基づき第四十
條第一項第二号若しくは第六号の規
定による許可を受けた者と共同し
て工作物を設置するため河川工事
を施行しようとする場合又は第五
十六條第二項の規定に基づき第四十
條第一項第二号若しくは第六号の
規定による許可を受けた者が設置
した他の工作物を共用するため河
川工事を施行しようとする場合に

においては、当該河川工事の施行を、当該許可を受けた者に委託することができる。

第二十九條 建設大臣は、都道府県知事、都道府県、市町村長又は市町村の施行する河川工事、これらの者の委託を受けて自ら施行することができる。

2 都道府県知事又は都道府県は、市町村長又は市町村の施行する河川工事、当該市町村長又は市町村の委託を受けて自ら施行することができる。

(区間外における河川工事)

第三十條 河川管理者(建設大臣である河川管理者を除く)は、第十九條に規定する場合を除く外、治水に必要があると認める場合においては、第十三條第四項、第十四條及び第十五條の規定にかかわらず、関係河川管理者の承諾を得てその管理する区間以外の当該河川においても河川工事を施行し、又は当該河川工事によつて設置した河川の附属物に関する管理を行うことができる。

2 前項の場合においては、関係河川管理者は、都道府県知事又は市町村長である河川管理者にあつてはその統轄する都道府県又は市町村の議会に諮問し、その他の河川管理者にあつては河川管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければ承諾することができない。

3 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十條の規定の適用については、同條の規定

による協議が成立したものとみなす。

(河川管理者以外の者の行う河川工事等)

第三十一條 河川管理者以外の者は、第十九條、第二十三條、第二十五條、前條及び第六十七條の規定による場合の外、河川管理者の承諾を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。

2 国営土地改良事業その他国の事業として行われる河川工事又は河川の維持(建設大臣が第十三條第二項の規定により河川工事を施行する場合における建設大臣を除く)については、前項の規定にかかわらず、これらの事業を行う者が河川管理者と協議すれば足りる。

(他人の土地の立入及び使用)

第三十二條 河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者は、河川に関する調査、測量、工事又は維持のため必要があるときは、他人の土地に立入り、標柱等を設置し、竹木その他の障害物を除却し、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定によつて他人の土地に立ち入るとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 前項の規定によつて宅地又はかき、さく等で囲まれた他人の土地に立ち入るとする場合において

は、立入の際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の同意があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入るとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

6 第一項の規定により障害物を除却し、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者又は所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。

(立入又は使用の受託)

第三十三條 土地の占有者又は所有者は、正当な事由がない限り、前條第一項の規定による立入又は使用を拒み、又は妨げてはならない。

(土地の立入等に伴う損失の補償)

第三十四條 河川管理者は、第三十二條の規定による土地の立入又は一時使用に因つて損失を受けた者に対して、損失が生じた日から一月以内に通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、河川管理者は、自己

の見積り金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該見積金額に不服のある者は、政令で定めるところにより、支払を受けた日から、一月以内に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四條の規定による裁決を収用委員会に申請することができる。

(河川工事の施行に伴う損失の補償)

第三十五條 河川工事の施行に因り、当該河川工事を施行する土地以外の土地について、物件を移転し、通路、みぞ、かき、さくその他の工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは修繕し、又は切土若しくは盛土をするやむを得ない必要が生じたときは、河川管理者は、これらの工事をする必要とする者(以下「損失を受けた者」という)の請求により、これに要する費用を、その必要を生じた限度において補償しなければならない。但し、これらの工事が第七十七條本文の規定に該当するものである場合においては、当該規定による。

2 河川管理者又は損失を受けた者は、前項本文の規定による補償金の全部又は一部に代えて河川管理者が当該工事をを行うことを要求することができる。

3 第一項本文の規定による損失の補償は、当該河川工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

4 第一項本文の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

失を受けた者とが協議しなければならない。

5 前項の規定による協議が成立しない場合においては、河川管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、土地収用法第九十四條の規定による裁決を収用委員会に申請することができる。

(替地の提供及び替地の造成)

第三十六條 河川管理者は、河川敷地として他人の土地を取得する必要がある場合において、その土地所有者又はその土地に關して地上権、永小作権、賃貸借若しくは使用貸借による権利を有する者(以下「土地所有者等」という)の要求があり、且つ、その要求が相当であると認めるときは、他の土地又は土地に關する権利(以下「替地」と総称する)を取得した上で、当該替地をもつて土地所有者等の土地又は土地に關する権利に対する対価の全部又は一部に代えることができる。

2 河川管理者は、前項の規定により提供した替地について、替地の提供を受けた者から耕地又は宅地等として造成すべき旨の要求があり、且つ、その要求が相当であると認めるときは、対価の一部に代えて、当該替地を耕地又は宅地等として造成することができる。

(国有財産の譲与)

第三十七條 国は、河川管理者が河川工事を施行するため河川敷地として土地を取得する必要がある場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)に規定する普通財産である土地を、同法

第二十八條の規定にかかわらず、当該河川管理者の統轄する地方公共団体又は当該河川管理者である地方公共団体に対して譲与することができる。

第四章 河川の使用

(河川使用の自由)

第三十八條 この法律、この法律に基く命令若しくは條例、規則又は他の法律に別段の定めがある場合を除く外、何人も、他人の使用を不可能にし、又は著しく困難にしない限り、水泳、水浴、洗たく、家畜の水飼、魚釣、舟行、家事用水の汲取若しくは排出等のため、河川を自由に使用することができ

(河川使用の制限等)

第三十九條 河川管理者は、左の各号の一に該当する行為で河川の現状に影響を及ぼし、又は及ぼす虞のあるものを禁止し、又は制限することができる。

一 河川の附属物を損傷すること。

二 河川の附属物に舟若しくはいかだの類をつなぎ、車馬をひき入れ、又は牛馬を放牧すること。

三 積卸しの設備のない場所で貨物を船積し、又は陸揚げすること。

四 河川に土石、竹木、ごみ、汚物その他の物を投げ棄て、又はこれらの物を水流中に流入する虞のある場所に放置すること。

五 下水、工場若しくは事業場の廃液若しくは汚物又は坑水を河川に流入させること。

六 河川に土石、砂れきを堆積し、その他これに類する行為をする。

2 河川管理者が前項第五号の規定による処分をしようとする場合において、当該処分が鉱山保安法

(昭和二十四年法律第七十号)第二條第一項に規定する鉱業権者に係るものであるときは、当該鉱業権者の事業場の所在地を管轄する鉱山保安監督部長の意見を聞かなければならない。

(特別使用)

第四十條 左の各号の一に該当する行為をしようとする者は、河川管

理者(当該行為が建設大臣の管理する区間とその他の者の管理する区間にわたるときは建設大臣、都道府県知事又は都道府県庁の管理する区間と市町村長又は市町村の管理する区間にわたるときは都道府県知事。以下同じ。)の許可を受けなければならない。但し、第六号の規定による許可を受ける場合においては、当該行為をするために必要な行為についての第二号の規定による許可を受けることを要しない。

一 河川の敷地、流水又は水面を独占的に継続して使用すること(以下「占有」という)。

二 河川の敷地又はその上下を占有して工作物を新築し、改築し、又は移転すること。但し、河川の敷地の上下におけるもので政令で定めるものを除く。

三 河川の敷地内において土石、砂れき、竹木その他これらに類するものを採取すること。但し、

軽易なもので政令又は規則若しくは條例で定めるものを除く。政令又は規則若しくは條例で定める方法によりこれらで定め

る時期又は場所において竹木を流送すること。

五 第一号及び第二号に規定する場合を除く外、一定の水面を定めて水産動植物を採捕し、又は養殖すること。

六 河川の流水を利用するためこれを引用し、又は貯溜すること(以下「水利使用」という)。

2 左の各号の一に該当する行為については、市町村長又は市町村の管理する区間内におけるものであつても、前項の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 発電のための水利使用

二 前項第四号及び第五号に掲げる行為で二以上の市町村長又は市町村の管理する区間に係るもの

三 前各項に掲げるものの外、河川の使用に因る影響が他の河川

管理者の管理する区間に及ぶ虞のあるもので政令で定めるもの

河川管理者又は前項の都道府県知事は、前二項までの規定による許可に関する処分をしようとする場合においては、当該河川の使用

を行うとする事業又は施設の許可又は認可等を所掌する行政庁に協議しなければならない。但し、都道府県知事若しくは都道府県庁である河川管理者又は都道府県知事が第九十二條第一項第四号又は第五号の規定により当該許可に関する

処分について建設大臣の認可を受けなければならない場合において、建設大臣が認可に関する処分をしようとするときは、建設大臣が当該行政庁に協議するものとする。

4 建設大臣がその管理する区間とその他の者の管理する区間にわたる河川の使用を許可した場合、都道府県知事は都道府県知事若しくは都道府県庁である河川管理者の管理する区間と市町村長若しくは市町村である河川管理者の管理する区間にわたる河川の使用を許可した場合又は都道府県知事が第二項の規定により許可をした場合においては、第四十五條の規定による許可書の字を添付なく関係河川管理者に送付しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により都道府県知事若しくは都道府県庁である河川管理者又は都道府県知事が許可をしようとする場合において、許可を受けようとする行為が、対岸が他の都道府県に属し、又は上流若しくは下流が他の都道府県の区域に連接する場所に係るときは、第十九條の規定により定め

た管理の方法に特別の定めがある場合を除く外、関係都道府県知事又は関係都道府県庁が協議し、それぞれその都道府県に係る部分について許可するものとする。

6 第一項又は第二項の規定により都道府県知事若しくは都道府県庁である河川管理者又は都道府県知事が許可しようとする場合において、許可を受けようとする行為が、他の都道府県に影響を及ぼす

ときは、許可をしようとする河川管理者又は都道府県知事は、あらかじめ、関係都道府県知事又は関係都道府県庁と協議してしなければならない。

7 前二項の規定は、第一項の規定により市町村長又は市町村である河川管理者が許可しようとする場合について準用する。この場合において、前二項の規定中「都道府県知事若しくは都道府県庁である河川管理者又は都道府県知事」とあるのは「市町村長又は市町村である河川管理者」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「関係都道府県知事又は関係都道府県庁」とあるのは「関係市町村長又は関係市町村」と、「河川管理者又は都道府県知事」とあるのは「市町村長又は市町村である河川管理者」と読み替へるものとする。

8 前各項の規定により許可を受けた事項の変更を許可する場合における手続は、前各項の規定に準じて行われなければならない。

9 郵便、電気通信その他国の行う事業又は日本国有鉄道若しくは日本専売公社の行う事業のための第一項各号に掲げる河川の使用「以下「河川使用」という)については、第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの事業を行う者が、同項の規定により河川使用を許可する権限を有する者(以下「河川使用を許可する者」という)と協議すれば足りる。

(許可を受けるべき工作物の設置基準)

第四十一條 前條の規定により許可

を受けて設置するえん堤は、地形、地質その他の状況を考慮し、自貢、静水圧、動水圧、揚水圧、地震力、たい泥圧、水圧、温度変化による応力、溢流水による作用等に対して、必要な構造計算によつて定められた安全な構造物でなければならぬ。

2 えん堤には、流域面積、地勢、雨量、流量その他の事項を考慮し、充分大きく定めた計画洪水量を完全に流下させる設備を設けなければならぬ。

3 前二項に規定する設備の構造、強度等について必要な技術的基準は、政令で定めることができる。

4 前條の規定により許可を受けて設置する取水及び排水設備、橋、伏越その他政令で定める工作物の設置又は構造について必要な技術的基準は、政令で定める。

(許可の申請)

第四十二條 第四十條第一項又は第二項の規定による許可を受けようとする者は、必要な図面を添附して左の各号に掲げる事項を記載した申請書を、河川使用を許可する者に提出しなければならない。

一 使用の目的

二 使田の場所及び区域

三 水利使用の許可については、使用の水量

四 使用の期間

五 使用の方法

六 前各号に掲げるものの外、建設省令で定める事項

2 前項の申請書及び図面の記載事項並びに様式その他必要な事項は、建設省令で定める。

(河川使用許可の際の意見聴取)

第四十三條 河川使用を許可する者は、前條の許可の申請があつた場合においては、その旨を公告し、且つ、建設大臣、都道府県知事若しくは都道府県である河川管理者又は都道府県知事にあつては、同條の規定に基き提出された書類及び図面の写を関係市町村長に送付しなければならない。

2 前項の書類及び図面の写を受けとつた市町村長は、これらを選滞なく二週間市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定は、市町村長又は市町村である河川管理者が前條第一項の規定により受理した書類及び図面について準用する。この場合において、「選滞なく」とあるのは「公告の日から」と読み替へるものとする。

4 現に河川使用の許可を受けている者で申請に係る河川使用について利害関係を有する者は、公告の日から縦覧期間が満了するまでの間に河川使用を許可する者に、申請に係る河川使用について意見書を提出することができる。

5 河川使用を許可する者は、前項の規定による意見書の提出があつた場合においては、当該意見書を提出した者について聴聞しなければならない。

6 河川使用を許可する者は、第四十條第二項の規定による許可については、関係市町村の意見をきかなければならない。

(許可の基準)

第四十四條 第四十二條第一項の規定による申請に係る河川使用が左の各号の一に該当する場合においては、河川使用を許可してはならない。

一 河川使用の方法が河川の保全上害があると認められるとき。

二 河川使用に因つて生ずる利益が当該河川使用に因つて生ずる損失を償ふに足りないとき認められるとき。

三 申請者が河川使用の目的を的確に達成するに足る資力がなないと認められるとき。

(許可書の交付)

第四十五條 河川使用を許可する者は、河川使用の許可をしたときは、許可書を交付し、その概要を告示しなければならない。

2 許可書の様式及び告示に關し必要な事項は、建設省令で定める。

(河川使用の期間)

第四十六條 河川使用の期間は、許可の日から五十年をこえない範囲で政令で定める。

2 前項の期間は、その期間満了の日から政令で定める期間以前に申請があるときは、延長することができる。

3 前項の申請があつたときは、河川使用を許可する者は、第八十九條第一項各号の一の規定により河川使用の許可を取り消す場合を除く外、延長の許可をしなければならない。但し、従前の期間をこえて許可してはならない。

(工事実施の承認申請)

第四十七條 水利使用の許可を受けた者は、河川使用を許可する者の

指定する期限までに、左の各号に掲げる書類及び図面を添附して工事実施の承認の申請をしなければならない。但し、第四十條第一項の許可の申請にあわせてすることを行はなければならない。

一 水路図

二 えん堤、取水設備その他の工作物の構造図

三 工事説明書

四 前各号に掲げるものの外、建設省令で定める書類及び図面

2 前項各号の書類及び図面の記載事項並びに様式その他必要な事項は、建設省令で定める。

(河川を使用による損失補償等)

第四十八條 第九十條の規定の適用がある場合の外、河川使用の許可を受けた者は、当該河川使用に因つて、従前河川使用の許可を受けていた者が通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 前項の損失の補償は、当該損失を防止し、又は補てんするために必要な施設をすることが相当と認められるときは、その施設を設けることによつてしなければならない。

3 前二項の規定による損失の補償については、河川使用の許可を受けた者と従前河川使用の許可を受けていた者とが協議して定めなければならない。

前項の協議がととのわないうとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、収用委員会に土地収用法第九十四條の規定による裁決を申請することができる。この場合において、収用委員

会が河川に設ける施設による損失の補償の裁決をしようとする場合においては、従前河川使用を許可していた河川使用を許可する者及び当該施設について河川使用を許可する者並びに新たに河川使用を許可した者(以下本條中「許可権者等」と総称する。)の意見を聴き充分これを尊重しなければならない。

5 収用委員会が前項の規定に基く申請により河川に設ける施設をもつてする損失補償の裁決をした場合においては、当該裁決に係る施設については、第四十條第一項第二号の規定による許可又は前條第一項の規定による承認があつたものとみなす。

6 第三項の規定による協議がととのつた場合においては、当該協議のうち河川に設ける施設に係るものについては、当事者は選滞なく、連名で許可権者等に届出て、当該施設に關し河川使用を許可する者の承認を受けなければならない。

7 第五項の規定は、前項の規定により河川使用を許可する者が協議の承認をした場合について準用する。この場合において、「収用委員会」とあるのは「河川使用を許可する者」と、「損失の補償の裁決」とあるのは「協議の承認」と、「当該裁決」とあるのは「当該協議」と読み替へるものとする。

8 収用委員会が河川に設ける施設に係る裁決をしたときは、許可権者等にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知

を受けた従前河川使用を許可して
いた河川使用を許可する者は、通
知を受けた裁決の内容に従つて従
前していた河川使用の許可を取り
消し、又は変更しなければならな
い。

9 第一項の河川使用の許可を受け
た者は、第四項の規定による裁決
に係る補償をし、又は第六項の規
定による協議の確立を得た後でな
ければ、当該河川使用につき従前
河川使用の許可を受けていた者の
権利を害する工事その他の行為を
してはならない。但し、その者の
同意を得たときは、この限りでな
い。

(工事着手及び完成の期限)
第四十九條 水利使用の許可を受け
た者が第四十七條第一項の規定に
よる工事実施の承認を受けたとき
は、河川使用を許可する者の指定
する期限までに、工事に着手し、
及び工事を完成しなければならな
い。

2 天災事変その他やむを得ない事
由が生じた場合においては、河川
使用を許可する者は、水利使用の
許可を受けた者の申出により前項
の期限を延長することができる。

(えん堤工事担任技術者)
第五十條 水利使用の許可を受けた
者は、左の各号の一に該当する
えん堤に関する工事については、
工事の施行又は監督について技術
上の責任を負う者(以下「担任技
術者」という)を置かなければなら
ない。

一 基礎地盤より堤頂までの高さ
十メートル以上のえん堤

二 基礎地盤より堤頂までの高さ
十五メートル以上のえん堤以外
のえん堤

2 水利使用の許可を受けた者は、
工事に着手する前に、前項の担任
技術者の氏名及びその経歴を、河
川使用を許可する者に届け出なけ
ればならない。担任技術者を変更
しようとするときも、同様とする。
る。

3 河川使用を許可する者は、前項
の担任技術者が工事の施行又は監
督について不適任であると認める
ときは、その解任を命ずることが
できる。

4 第一項の担任技術者の資格につ
いて必要な事項は政令で定める。
(工事の完成検査)

第五十一條 水利使用の許可を受け
た者は、前條第一項各号の一に掲
げるえん堤に関する工事が完成し
たときは、建設省令で定める書類
を提出した上で、河川使用を許可
する者の同意を受けなければなら
ない。

2 水利使用の許可を受けた者は、
前項の検査に合格した後でなけれ
ばえん堤を水利使用に供してはな
らない。

(水位等の観測及び通報)
第五十二條 河川使用を許可する者
は、治水又は利水のため必要
があると認める場合においては、
河川使用の許可を受けた者に対し
て水位、流量、雨量等の観測のため
の施設を設置することを命ずること
ができる。

2 河川使用の許可を受けた者は、
建設省令で定めるところにより、

その設置する水位、流量、雨量等
の観測のための施設による観測の
結果を河川使用を許可する者に通
報しなければならない。

(えん堤、水門等の維持及び操作)
第五十三條 河川使用の許可を受け
た者は第五十條第一項各号の一に
掲げるえん堤その他河川使用を許
可する者の指定するえん堤、水門
等を水利使用に供しようとする
ときは、あらかじめ、えん堤、水門等
の維持及び操作の方法を定め、河
川使用を許可する者に届け出なけ
ればならない。その方法を変更し
ようとするときも同様とする。

2 河川使用を許可する者は、前項
の届出に係るえん堤、水門等の維
持及び操作の方法が治水又は利水
上適当でないと認めるときは、そ
の変更を命ずることができる。

(洪水調節のための緊急措置)
第五十四條 河川使用を許可する者
は、洪水に因る被害を防ぎ、よし、
又は軽減するため、緊急に流量を
調節する必要があると認めるとき
は、えん堤、水門、ひ門その他の
工作物の管理者に対して、必要な
操作を命ずることができる。

2 前項の場合において、危険が切
迫し、その他緊急やむを得ない事
由があり、且つ、えん堤、水門、
ひ門その他の工作物の管理者に対
して必要な操作を命ずるいとまが
ないときは、当該工作物の管理者
に代つて操作することができる。
この場合においては、河川使用を
許可する者又はその命を受けた者
は、その現場にある従業員を当該
工作物の操作に従事させることが
できる。

(水利使用に関する緊急措置)
第五十五條 異常な渇水等に因り、
水量が著しく減少して、公共の利
益に重大な障害を及ぼす虞があつ
て、河川の区間について緊急に水
利使用の調整をする必要があると
認められるときは、水利使用を許
可した者(水利使用を許可した者
が二人以上ある場合において、そ
のうちに、建設大臣があるとき、
又は二以上の都道府県知事若しくは
は都道府県があるときは建設大
臣、その他のときは都道府県知
事)は、水利使用の許可を受けた
者に対し、水量の部分に関して、
必要な措置をするを命ずること
ができる。

(共同工作物及び共用工作物)
第五十六條 第四十條第一項第二号
又は第六号の規定による許可の申
請があつた場合において、河川使
用を許可する者は、治水又は利水
上特に必要があると認めるとき
は、当該許可を受けて設置しよう
とする工作物を、河川管理者(建
設大臣が第十三條第二項の規定に
より河川工事を施行する場合にお
ける建設大臣を含む。以下本條中
同じ。)又は他の申請者と共同して
設置することを条件として許可す
ることができる。

2 河川使用を許可する者は、第四
十條第一項第二号若しくは第六号
の規定による許可の申請がある場
合において、既にこれらの規定に
よる許可を受けて設置した他の工
作物があるときで治水又は利水上
特に必要があるときは、当該工作
物を設置した者に対して、当該工
作物の設置の目的を妨げない範囲
において、当該許可を申請した者
に当該工作物を共用させることを
命ずることができる。この場合に
おいては、当該許可を申請した者
に対しては、その工作物を共用す
ることを条件として許可しなけれ
ばならない。

3 第一項の規定により共同して設
置した工作物(以下本條中「共同工
作物」という。)又は前項の規定に
より共用する工作物(以下本條中
「共用工作物」という。)に関する管
理の方法及び費用負担は、関係当
事者が協議して定める。但し、第
一項の規定による共同工作物で河川
管理者がその当事者であるものに
ついては河川管理者が管理する。

4 前項の場合において、協議が成
立しないときは、関係当事者は、
河川使用を許可する者に裁定を申
請することができる。但し、河川使
用を許可する者が河川管理者であ
る当事者である場合においては、
市町村長又は市町村であるときは
都道府県知事に、都道府県知事又
は都道府県であるときは建設大臣
に裁定を申請しなければならない。
い。

5 河川使用を許可する者、都道府
県知事又は建設大臣は、前項の規
定による申請に基いて裁定しよう
とするときは、関係当事者の意見
を聞かなければならない。

6 第三項の規定による共同工作物
又は共用工作物に関する費用につ
いて当該共同工作物又は共用工作
物の使用目的ごとの負担割合の基

一三

準は、政令で定めることができる。

(水利台帳)

第五十七條 河川使用を許可する者は、その許可した水利使用の台帳(以下本條中「水利台帳」という。)を調整し、及びこれを保管しなければならない。

2 第二十條第二項の規定は、前項の水利台帳について準用する。この場合において、第二十條第二項中、「河川台帳」とあるのは、「水利台帳」と読み替えるものとする。

3 水利台帳の記載事項その他調整に關し必要な事項は、建設省令で定める。

(許可に伴う権利等の譲渡)

第五十八條 第四十條の規定による許可に基づく権利は、河川使用を許可する者の許可を受けなければ譲渡することができない。

2 河川使用を許可する者は、前項の規定により許可に關する処分をしようとする場合においては、第九十二條第一項第五号の規定に該當して同條第二項の規定により建設大臣が協議する場合を除き、当該河川使用の許可を受けた者の行う事業又は施設について許可又は認可等を所掌する行政庁に協議しなければならない。

3 第一項の規定により権利の譲渡を受けた者は、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分により譲渡人について生じた権利義務を承継する。

(許可に伴う権利等の承継)
第五十九條 この法律若しくはこの

法律に基く命令又はこれらに基く処分により河川使用の許可を受けた者について生じた権利義務は、左の各号の一に掲げる場合に該當するときは、それぞれ当該各号に掲げる者が承継するものとする。

一 法人を設立しようとする場合において、設立発起人が河川使用の許可を受け、当該法人が成立したときは当該法人
二 河川使用の許可を受けていた法人が合併に因つて消滅した場合において、合併後存続する法人又は合併によつて新たに成立した法人
三 河川使用の許可を受けていた者の相続が開始した場合においては当該相続人

2 前項各号の規定により河川使用の許可を受けていた者の権利義務を承継した者は、その承継の日から一月以内に、河川使用を許可する者に届け出なければならない。

(許可の失効)
第六十條 左の各号の一に該當する場合においては、第四十條の規定による許可は、その効力を失う。
一 河川使用を行おうとする事業又は施設が他の法令の規定により許可又は認可等を必要とする場合において、これらの許可又は認可等が得られず、又は取り消され、若しくは効力を失つたとき。
二 河川使用を行つてゐる事業、施設又は行為を廃止したとき。
三 法人の設立発起人が河川使用の許可を受けた場合において、

第四十七條の規定により河川使用を許可する者の指定する期限までに当該法人が成立しなかつたとき。

四 第四十七條の規定により河川使用を許可する者の指定する期限までに工事実施の承認を申請せず、又は工事実施の承認が得られなかつたとき。

五 第四十九條の規定により河川使用を許可する者の指定する期限までに工事に着手しなかつたとき。

第五章 河川附近地等の制限

(河川附近地の指定)
第六十一條 河川管理者は、河川の保全上必要があると認めるときは、河川に隣接する区域を河川附近地として指定することができる。但し、有堤防にあつては堤外地を除き、堤防の法尻から各一側について堤内地に向つて百メートル、無堤防にあつては河川の区域の各一側について外側に向つて百メートルをこえて指定してはならない。

2 河川管理者は、前項の規定により河川附近を指定したときは、遅滞なく、その区域を告示しなければならない。

(河川附近地における行為の制限)
第六十二條 河川附近地において、左の各号の一に該當する行為をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。
一 堤外地における工作物の新築、改築若しくは移転又は竹木の植栽若しくは伐採
二 土地の掘さく、土石砂れきの

採取その他土地の形質の変更
河川管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、河川の保全上支障がないと認めるときは、同項の許可をしなければならない。

(河川附近地における土地等の管理者の義務)
第六十三條 河川管理者は、河川附近地にある土地又は工作物、土石砂れき、竹木等が河川の保全上支障を及ぼし、又は及ぼす虞があると認められるときは、これらのものの管理者に対して、土地の形質の変更、工作物の改築、移転若しくは除却又は土石砂れき、竹木等の除却その他河川の保全上の支障を防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。

2 河川附近地にある土地の管理者は、河川の堤防から雨水が自然に流れ来るのを妨げ、又はその土地の水を堤防に注ぐような設備をしてはならない。

3 第三十四條の規定は、第一項の処分について準用する。この場合において、第三十四條第一項中「第三十二條の規定による土地の立入又は一時使用に因つて損失を受けた者」とあるのは「第六十三條第一項の規定による処分に因つて損失を受けた者」と読み替へるものとする。

第六十四條 河川管理者は、河川附近地にある土地であつて河川に土石砂を流出する虞のあるものについて、竹木又は芝草を植え付け、又は増養し、その他土石砂止の設備をし、その維持をすることができ

る。
2 河川管理者は、前項の規定により植え付けた竹木又は芝草を、その土地の管理者の同意を得て当該管理者に培養させ、これから生ずる収益の全部又は一部を当該管理者に取得させることができる。

3 河川管理者は、河川附近地にある土地に立入り、量水標、水準基標その他河川管理上必要な標柱等を設置することができる。

4 河川管理者は、第一項又は前項の規定による行為をしようとするときは、あらかじめ、当該土地の管理者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

5 第三十四條の規定は、第一項及び第三項の規定による行為について準用する。この場合において、第三十四條第一項中「第三十二條の規定による土地の立入又は一時使用に因つて損失を受けた者」とあるのは「第六十四條第一項又は第三項の規定による行為に因つて損失を受けた者」と読み替へるものとする。

(河川予定地の指定)
第六十五條 河川管理者(建設大臣が第十三條第二項の規定により河川工事を行つた場合における建設大臣を含む。以下本條中同じ。)は、第二十一條第一項の規定により実施計画を定めたときは、新たに河川となるべき区域を河川予定地として指定することができる。

2 河川管理者は、前項の規定によ

り河川予定地を指定したときは、遅滞なく、その区域を告示しなければならぬ。

3 河川予定地においては、河川管理者が当該区域内にある土地について権限を取得する前においても河川管理者の許可を受けなければ、何人も当該土地の形質を変更し、又は当該土地若しくはその上下において工作物を新築し、若しくは改築してはならない。

4 河川予定地が告示されたのち第十八條の規定により河川の区域が定められる間においても、河川管理者が当該区域内にある土地について権限を取得したのちにおいては、当該土地又は当該土地に設置された河川の附属物となるべきものについては、第三條、第三十九條、第四十條、第五十八條、第六十五條、第八十一條、第八十九條、第九十條、第九十九條、第一百條及び第一百二條から第一百十一條までの規定を準用する。

5 第三項の規定による制限に因り損失を受ける者がある場合においては、河川管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

6 第三十四條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

7 前四條（第六十一條第一項但書を除く）の規定は、河川予定地に隣接する区域について準用する。

8 前項において準用する第六十一條第一項本文の規定により河川予定地に隣接する区域を指定しようとする場合においては、当該河川

予定地の区域の各一側について外側に向つて五十メートルをこえてはならない。

（洪水時における土地の一時使用等）

第六十六條 洪水の危険が切迫したときは、河川管理者又はその命を受けた者は、その現場において、洪水の防ぎよのため必要な土地を一時使用し、土石砂れき、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車馬その他の運搬具若しくは器具を使用し、その現場に在る者若しくは附近に居住する者をして洪水の防ぎよに従事させ、又は工作物その他の障害物を処分することが出来る。

2 前項の規定による処分により損失を受けた者があつたときは、河川管理者は、通常受けるべき損失を補償しなければならない。

3 第三十四條第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の処分について準用する。

（河川の愛護）

第六十七條 河川について直接の利害關係がある住民は、竹木若しくは芝草の刈取、漂着物の除去又は河ざらいその他河川に関する簡易な保全作業に努めなければならない。

2 河川管理者は、前項の規定による保全作業について必要な指示をすることが出来る。

第六章 河川に関する費用並びに収入

（費用負担の原則）

災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）並びに他の法律に特別の定めがある場合を除く外、河川管理者（建設大臣が管理するものにあつては国、都道府県知事又は都道府県が管理するものにあつては、都道府県、市町村長又は市町村が管理するものにあつては市町村をいう。）の負担とする。

区 分		国		都道府県	
建設大臣の施行する河川工事（維持工事を除く。）	都道府県知事又は都道府県が管理する河川工事（維持工事を除く。）	3/4	1/4	1/2	1/2
	建設大臣又は都道府県知事又は都道府県が管理する河川工事（維持工事を除く。）	2/3	1/3	1/2	1/2

（河川に関する費用の補助）

第七十條 国は、第二種河川計画の作成、市町村長又は市町村の施行する河川工事その他河川に関する調査に要する費用については、都道府県又は市町村に対して、予算の範囲内において、その費用の二分の一以内を補助することが出来る。

（境界に係る河川の管理の費用）

第七十一條 地方公共団体の区域の境界に係る河川の部分の管理に関する費用については、関係河川管理者は、協議して、その負担すべき金額及び方法を定めることが出来る。

2 第十九條第二項及び第三項の規定は、前項の協議が成立しない場合について準用する。この場合に

（第一種河川及び第二種河川の河川工事に要する費用の負担）

第六十九條 建設大臣又は都道府県知事若しくは都道府県が施行する左の表の上欄に掲げる河川工事に要する費用については、政令で定めるところにより、それぞれ国は同表下欄に掲げる割合、都道府県は同表下欄に掲げる割合により負担する。

（河川附屬物の効用を兼ねる工作物の工事の費用）

第七十三條 第二十四條の規定により河川管理者が施行する他の工作物に関する工事に要する費用については、河川管理者は、当該他の工作物の管理者と協議して、その受ける利益の限度において、その費用の一部を当該他の工作物の管理者に負担させることが出来る。

2 第十九條第二項及び第三項の規定は、前項の協議が成立しない場合について準用する。この場合に

（河川附屬物の効用を兼ねる工作物の工事の費用）

第七十四條 第二十四條の規定により河川管理者が施行する他の工作物に関する工事に要する費用については、河川管理者は、当該他の工作物の管理者と協議して、その受ける利益の限度において、その費用の一部を当該他の工作物の管理者に負担させることが出来る。

（河川附屬物の効用を兼ねる工作物の工事の費用）

第七十五條 第二十四條の規定により河川管理者が施行する他の工作物に関する工事に要する費用については、河川管理者は、当該他の工作物の管理者と協議して、その受ける利益の限度において、その費用の一部を当該他の工作物の管理者に負担させることが出来る。

（河川附屬物の効用を兼ねる工作物の工事の費用）

要する費用については河川管理者は、その工事の必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその費用の全部又は一部を負担させることができる。

(河川管理者以外の者の行い河川工事の費用)

第七十五條 第三十一條の規定により河川管理者以外の者の行い河川工事をする費用は、その承認を受けた者が負担する。但し、河川管理者は、当該河川工事をする費用がその承認を受けた者の資力に比し著しく大きいと認められるときは、その費用の一部を補助することができる。

(受益者負担金)

第七十六條 河川管理者(建設大臣である河川管理者を除く)は、河川工事について著しく利益を受ける者があるときは、第七十二條に規定する場合を除き、その者に、利益を受ける限度において、当該河川工事をする費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、河川管理者の統轄する地方公共団体又は河川管理者である地方公共団体の條例で定める。

3 地方自治法第二百七條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による條例を制定し、又は改正する場合について準用する。

(附帯工事の費用)

第七十七條 河川工事について必要を生じた他の工事に要する費用

は、その工事の必要を生じた限度において、河川工事に関する費用を負担する者の負担とする。但し、その工事に因り特に利益を受ける者があるときは、その受ける利益の限度において、その者に、当該他の工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定は、他の工事が国の施行に係るものである場合においては、適用しない。

(河川保全のための直接施行の費用)

第七十八條 第二十七條の規定により河川管理者の施行する工事に要する費用は、第四十條第一項第二号又は第六号の規定による許可を受けた者が負担する。

(河川の自然の状況の変化等に因る工事の費用)

第七十九條 第八十九條第二項第一号又は第二号の規定による処分に因り必要を生じた工事に要する費用については、河川管理者は、その工事に要する費用が当該処分を受けた者の資力に比し著しく大きいと認められるときは、その費用の一部を補助することができる。

(法令等に基づく義務履行の費用)

第八十條 この法律、この法律に基づく命令、規則若しくは條例又はこれらの規定に基づく処分による義務履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除く外、当該義務者の負担とする。

(占用料等の徴収)

第八十一條 河川管理者は、建設大臣である河川管理者にあつては政

令で、その他の河川管理者にあつてはその統轄し、又は当該河川管理者である地方公共団体の條例で定めるところにより、それぞれ、左の各号の一に掲げる者から、占用料、採取料又は使用料を徴収することができる。但し、許可を受けた占用又は採取で、私人の所有する土地に係るもの及び政令で定める者が行い河川使用についてはこの限りでない。

一 第四十條第一項第一号及び第二号の規定による許可を受けた者について占用料

二 同項第三号の規定による許可を受けた者について採取料

三 同項第四号から第六号までの規定による許可を受けた者について使用料

2 第四十條第一項第六号の規定による許可を受けた者から徴収すべき使用料の額の基準については必要な事項は、政令で定めることができる。

(占用料等の帰属)

第八十二條 前條の規定により河川管理者の徴収する占用料、採取料又は使用料は、建設大臣である河川管理者の徴収するものにあつては国の、その他の河川管理者の徴収するものにあつては当該河川管理者の統轄し、又は当該河川管理者である地方公共団体の収入とする。

2 河川使用の許可が、二以上の河川管理者の管理する区間に係る場合における占用料、採取料、又は使用料の帰属の基準については、政令で定める。

第七章 河川審議会

(河川審議会の設置及び所掌事務)

第八十三條 建設大臣の諮問に應じ、河川の認定、河川計画の作成その他河川に関する重要事項を調査し、又は審議させるため、建設省の附屬機関として中央河川審議会を設置する。

2 都道府県知事は、都道府県知事の諮問に應じ、河川の認定、河川計画の作成その他河川に関する重要事項を調査し、又は審議させるための必要があると認めるときは、当該都道府県の附屬機関として都道府県河川審議会を設置することができる。

3 中央河川審議会及び都道府県河川審議会(以下「河川審議会」という)は、前二項に規定する事項について、関係行政機関又は関係地方公共団体に建議することができる。

(組織)

第八十四條 中央河川審議会は委員二十人以上で、都道府県河川審議会は委員十五人以上で組織する。

2 河川審議会の委員は、河川に關し學識経験のある者並びに関係行政機関及び関係地方公共団体の職員のうちから、中央河川審議会にあつては建設大臣が、都道府県河川審議会にあつては都道府県知事が任命する。

3 河川審議会には、前項の委員の外、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

4 河川審議会には、必要に応じて河川別又は調査し、若しくは審議すべき事項別に部会を置くことができる。

できる。

(委員の任期)

第八十五條 関係行政機関及び関係地方公共団体の職員のうちから任命される委員以外の委員の任期は、二年とする。但し、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第八十六條 河川審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、河川審議会を代表する。

(河川審議会の庶務)

第八十七條 河川審議会の庶務は、中央河川審議会にあつては建設省河川局において、都道府県河川審議会にあつては都道府県知事が定める当該都道府県の局部において行う。

(政令又は條例への委任)

第八十八條 この章に規定するものを除く外、河川審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、中央河川審議会にあつては政令で、都道府県河川審議会にあつては條例で定める。

第八章 監督

(監督処分)

第八十九條 河川管理者(河川使用を許可する者を含む。以下この章において同じ)は、左の各号の一に該当する者に対して、この法律、この法律に基づく命令又は規則若しくは條例の規定によつて与えた許可又は承認を取り消し、その

効力を停止し、若しくはその條件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、工作物その他の物件を改築、移転若しくは除却若しくはこれらに因り生ずべき損害を防止するために、必要な施設をすること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

一、この法律、この法律に基く命令若しくは規則若しくは條例又はこれらの規定に基いてした処分に違反している者。

二、この法律又はこの法律に基く命令若しくは規則若しくは條例の規定による許可又は承認に附した條件に違反している者。

三、詐偽その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基く命令若しくは規則若しくは條例の規定による許可又は承認を受けた者。

2 河川管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基く命令若しくは規則若しくは條例の規定による許可又は承認を受けた者に対して、前項の規定による処分をし、又は同項に規定する措置を命ずることができる。

一、工事の施行又は工作物の管理が河川の保全を害し、又は害する虞があるとき。

二、許可があつた後に起つた自然の状況の変化によつて河川の保全上必要を生じたとき。

三、許可に係る河川使用の目的を達することができなくなつたとき。

四、河川工事を施行するためやむ

を得ない必要があるとき。

五、新たに公益上又は経済上の価値が著しく大きい河川使用を許可したとき。

六、前各号に掲げるものの外、河川の管理上の事由以外の事由に基き、公益上やむを得ないとき。

3 河川管理者は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置をすることを命じようとする場合においては、あらかじめ、当該処分又は措置に係る者について聴聞しなければならぬ。但し、河川の保全上緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。

4 河川管理者は、第二項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じようとする場合においては、第九十二條第一項第五号の規定に該当して同條第二項の規定により建設大臣が協議する場合を除き、当該河川使用の許可を受けた者の行う事業又は施設について許可又は認可等を所掌する行政庁に協議しなければならない。

5 河川管理者は、その職員のうちから河川監視員を命じ、第三十一條、第三十九條、第四十條、第六十二條、第六十三條若しくは第六十五條の規定又はこれらの規定に基く処分に違反している者（第一項又は第二項の規定による河川管理者の処分に違反している者を含む）に対して、第一項又は第二項の規定により、その違反行為の中止を命じ、又は工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件に因り生ず

べき損害を防止するために必要な施設をすること若しくは河川を現状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

6 河川監視員は、前項の規定による職務を行うため、必要があると認めるときは、河川使用のため設けられた施設、事業場又は事務所に立ち入つて、河川使用の状況を検査し、又は関係者に対して質問することができる。

7 河川監視員はこの法律、この法律に基く命令規則若しくは條例又はこれらの規定に基く処分に違反する罪について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）に規定する司法警察員の職務を行う。

8 河川監視員がその職務を行う場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

9 第八項の規定による証票の様式その他必要な事項は、建設省令で定める。

（監督処分に伴う損失補償等）

第九十條 河川管理者は、第七十七條の規定に該当する場合を除き、河川使用の許可を受けた者が、前條第二項第四号から第六号までの規定による処分に因つて通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 第三十四條第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 河川管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前條第二項第五号又は第六号の規定

による処分に因るものである場合においては、当該補償金額を、新たに河川使用の許可を受けた者又は河川の管理上の事由以外の公益上の事由を生ぜしめた者に負担させることができる。

（河川使用の許可の消滅後の措置）

第九十一條 第六十條の規定により河川使用の許可の効力が消滅したとき、又は第八十九條第一項若しくは第二項の規定により許可又は承認が取り消されたときは、当該許可又は承認を受けていた者は、その設置した工作物を除却して現状に回復しなければならない。但し、当然許可又は承認を受けていた者の申請があつた場合においては、河川管理者がその必要がないと認めたとき、又は原状に回復することが著しく困難であると認めたとときは、この限りでない。

2 河川管理者は、前項但書の場合において必要があると認めるときは、河川の保全のために必要な施設をすることを命ずることができる。

3 第一項但書の場合においては、当該工作物は、当該河川の管理の区分に従い、当該河川管理者である国又は地方公共団体に帰属する。

（建設大臣の認可事項）

第九十二條 都道府県知事又は都道府県、左の各号の一に掲げる場合においては、建設大臣の認可を受けなければならない。

一、第二種河川を認定しようとする場合

二、第二種河川計画を定めようとする場合

三、第一種河川について、都道府県知事が実施計画を定めようとする場合

四、左の各号の一に該当する水利使用の許可に関する処分をしようとする場合

イ、発電用水であつて取水量毎秒最大二立方メートル又は理論出力二千キロワット以上のもの

ロ、水道用水であつて取水量一日最大二千五百立方メートル又は給水人口一万以上のもの

ハ、鉱工業用水であつて取水量一日最大二千五百立方メートル以上のもの

ニ、かんがい用水であつて取水量毎秒最大一立方メートル又はかんがい面積三百町歩以上のもの

五、前号の規定に該当する水利使用について、左の各号の一に該当する処分をしようとする場合

イ、第四十七條第一項の規定による工事実施の承認

ロ、第五十八條第一項の規定による水利使用の許可に基く権利の譲渡に関する許可

ハ、第八十九條第一項又は第二項の規定による処分

2 建設大臣は、前項第四号又は第五号の規定により認可に関する処分をしようとする場合においては、当該水利使用の許可を受けた者が行う事業又は施設について許可又は認可等を所掌する行政庁に

協議しなければならぬ。

(都道府県知事等の許可処分の特例)

第九十三條 都道府県知事又は都道府県が前條第一項第四号に掲げる水利使用の許可の申請を受理した日から起算して五月を経過しても許可に關する処分を行なかつたときは、当該水利使用に關する許可を申請した者は、建設大臣に對して当該許可に關する処分を申請することができる。

2 建設大臣が前項の請求を受けた場合において、前條第一項の規定による都道府県知事又は都道府県水利使用の許可に關する処分の認可の申請を受理していないときは、都道府県知事又は都道府県に對して、期限を定めて当該認可の申請を行うことを命ずることができ

3 建設大臣は、都道府県知事又は都道府県が前項の規定によつて命ぜられた期限内に当該認可の申請をしなかつたときは、都道府県知事又は都道府県及び水利使用の許可の申請をした者に、あらかじめ水利使用の許可に關する処分を行うことを通知した上で、当該処分を行うことができる。この場合において、建設大臣の通知を受けた後は、都道府県知事又は都道府県は、当該許可に關する処分を行うことができる。

(都道府県知事の認可事項)

第九十四條 市町村長は、第一種河川又は第二種河川について実施計画を定めようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

らない。

(法令違反等に関する監督)

第九十五條 左の各号の一に該当する場合においては、建設大臣は、都道府県知事又は都道府県である河川管理者(都道府県知事が第四十條第二項の規定により河川使用を許可する場合における都道府県知事を含む。)に對し、都道府県知事は市町村長又は市町村である河川管理者に對して、その処分の取消、変更その他必要な処分を命じ、又は工事の中止、変更、施行若しくは河川の保全のため必要な措置をすることを命ずることができる。

一、河川管理者のした処分又は工事、この法律、この法律に基く命令若しくは規則若しくは條例又はこれらの規定に基いて建設大臣若しくは都道府県知事がした処分に違反すると認められる場合

二、河川管理者のした処分又は工事、他の河川管理者の管理する河川に重大な影響を及ぼすと認められる場合

(工事の検査等)

第九十六條 河川管理者は、必要があるとき、河川使用の許可を受けた者が施行する工事又はその者が設置するえん堤その他の工作物の管理に關し、報告書の提出を命じ、又は職員を派遣して検査させることができる。

2 建設大臣は、必要があるとき、第五十條第一項各号に規定するえん堤に關する工事について、職員を派遣して検査させることができる。

ことができる。

(報告)

第九十七條 建設大臣は都道府県知事又は都道府県である河川管理者に對し、都道府県知事は市町村長又は市町村である河川管理者に對し、それぞれ河川の管理に關し必要な報告をさせることができる。

(勧告)

第九十八條 建設大臣は都道府県知事又は都道府県である河川管理者に對し、都道府県知事は市町村長又は市町村である河川管理者に對し、河川の行政又は技術に關し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

(代執行)

第九十九條 この法律、この法律に基く命令若しくは規則若しくは條例又はこれらの規定に基いてした処分により命ぜられた行為について、義務者がその義務を履行しないとき、履行しても指定された期限内に終了する見込みがないとき、又は履行の方法が適当でなくその目的を達成することができないときは、河川管理者は、自らこれを執行し、又は第三者をしてこれを執行させ、その費用を当該義務者から徴収することができる。

(強制徴収)

第一百條 この法律、この法律に基く命令若しくは規則若しくは條例又はこれらの規定に基いてした処分により負担を命ぜられた負担金、占用料、採取料又は使用料(以下本章中「負担金等」という。)を納付しないものがある場合においては、河川管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

て納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、河川管理者は、建設大臣である河川管理者にあつては政令で、その他の河川管理者にあつては河川管理者の統轄し、又は河川管理者である地方公共団体の條例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。但し、手数料は二十円を、延滞金は百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、河川管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金並びに手数料及び延滞金の先取特権は、建設大臣である河川管理者の徴収すべきものにあつては国税に次ぐものとし、その他の河川管理者の徴収すべきものにあつては地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一條第一項第十四号の規定による地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位とする。

4 手数料及び延滞金は、負担金等に先だつたものとする。

5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、五年間行われない場合においては、時効に因り消滅する。

第九章 雜則

(手続の承継)

第一百一條 この法律又はこの法律に基く命令若しくは規則若しくは條例の規定によつてした手続その他の行為は、これらの手続その他の行為をした者の承継人に對しても、なお効力を有する。

(許可等の條件)

第一百二條 河川使用を許可する者は、この法律の規定によつてする許可又は承認に、河川を保全し、及び河川の合理的な利用を確保するために、必要な條件を附することができる。

2 前項の規定による條件は、当該許可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(国有土地物件の管理及び処分)

第一百三條 左に掲げるものであつて国有財産法第三條第三項に規定する普通財産であるものは、建設大臣が管理する。

一、建設大臣が、河川工事を行つるために取得し、又は第三十六條第一項の規定により管地とするために取得した土地若しくは土地に關する権利若しくは当該土地に存する立木若しくは工作物その他の物件

理については必要な事項は、政令で定める。

(「河川敷地等の管理」)

第百四條 河川の公用の廃止又は河川の区域の変更により、不用となつた河川敷地又は河川の附属物(以下「河川敷地等」という。)があるときは、従前の河川管理者は、一年をこえない範囲内において政令の定める期間、これを管理する。

2 第三條の規定は、前項に規定する期間が満了するまでは、河川敷地等について準用する。

3 河川敷地等は、土地収用法第百六條の規定の適用については、第一項に規定する期間が満了するまでは、不用物件とならないものとする。

(「河川敷地等の使用」)

第百五條 河川敷地等を他の河川の区域の変更のために使用する必要がある場合であつて、且つ、当該河川敷地等が区域を変更しようとする河川の予定地内にある場合において、当該河川の河川管理者がその旨を前條第一項の規定による期間内に、当該河川敷地等の管理者に申し出たときは、当該河川敷地等の管理者は、これを当該河川の河川管理者に引き渡さなければならない。

(「河川敷地等の交換」)

第百六條 河川管理者は、河川の区域の変更により新たに河川の敷地となるべき土地を取得する必要がある場合で、且つ、前條の規定による申し出がない場合において、当該土地の土地所有者等の同意が

あるときは、第百四條第一項の規定による期間内においても、河川敷地等(国又は当該河川管理者が統轄し、若しくは当該河川管理者である地方公共団体の所有するものである場合に限る。)と当該土地とを交換することができる。この場合において、その価額が異なるときは、河川管理者は、その差額を補償し、又は納付させなければならない。

2 第百四條第三項の規定は、前項の規定により交換をした河川敷地等について準用する。

(「私人の所有する土地の返還」)

第百七條 河川敷地等が国又は河川管理者が統轄し、若しくは河川管理者である地方公共団体以外の者の所有に属するときは、第百五條に規定する場合を除き、当該河川管理者は、第百四條第一項の規定による期間満了後、直ちにこれを所有者に返還しなければならぬ。

2 前項の場合において、河川敷地等の管理者が過失がなく、当該河川敷地等の所有者を通知することができないときは、当該河川敷地等を供託することができる。

3 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百九十五條第二項並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第八十一條及び第八十二條の規定は、前條の規定による供託について準用する。

(「河川敷地等の帰属」)

第百八條 河川敷地等が国有財産である場合において、第百五條又は第百六條の規定に該当しないとき

は、建設大臣は、当該国有財産の管理者である主務大臣と協議の上、国有財産として存置する必要があるものを除き、国有財産法第二十八條の規定にかかわらず、当該河川敷地等を、第百四條第一項の規定による期間満了後、公用廃止以前の河川の管理の区分に従い、当該河川管理者が統轄し、又は当該河川管理者である地方公共団体に譲与することができる。この場合において、土地収用法第百六條又は民法第五百七十九條の規定による売渡は、当該地方公共団体がこれをしなければならぬ。

2 前項の規定により譲与を受けることのできる地方公共団体が二以上ある場合において、そのいずれかが都道府県であるときは建設大臣、その他のときは都道府県知事において譲与の割合を決定するものとする。

(「河川敷地等に関する費用等」)

第百九條 第百四條第一項の規定による期間内における河川敷地等の管理若しくは第百六條の規定による河川敷地等の交換又は第百七條の規定による河川敷地等の返還に要する費用は河川敷地等の管理者の負担とし、河川敷地等の管理に伴う収益は当該河川敷地等の管理者の収入とする。

(「国の負担の特例」)

第百十條 国は、道の区域内の河川については、政令で定めるところにより、河川を指定して当該河川に関する費用の全額を負担し、又はこの法律に規定する負担割合若しくは補助率以上の負担若しくは

補助をすることができる。

2 建設大臣は、前項の規定により国が河川に関する費用の全額を負担する場合において、国の利害に特に関係があるときは、政令で定めるところにより、河川管理者の権限を行うことができる。

(「権限の委任」)

第百十一條 この法律の規定による河川管理者の権限は、政令で定めるところにより、建設大臣である河川管理者にあつては都道府県知事、都道府県知事又は都道府県である河川管理者にあつては市町村長に、それぞれその一部を委任することができる。

(「異議の申立、訴願又は訴訟」)

第百十二條 河川管理者(第四十條第二項の規定により河川使用を許可する都道府県知事及び第九十三條第三項の規定により水利使用を許可する建設大臣を含む。以下本條中において同じ。)がした左の各号の一に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に、当該処分をした河川管理者(第二種河川の府県管理区間又は第三種河川にあつては、それぞれ河川管理者である地方公共団体の長をいう。以下第二項から第五項までについて同じ。)に異議の申立をすることができる。

一 第二十三條又は第二十五條の規定による河川管理者の命令
二 第二十四條第一項又は第二十六條の規定により河川管理者が自ら工事を施行すること
三 河川管理者が第三十一條の規定による承認を与えないこと

四 河川管理者が第三十九條の規定(第六十五條第四項において準用する場合を含む。)による禁止又は制限をすること

五 河川管理者が第四十條第一項若しくは第二項(第六十五條第四項において準用する場合を含む。)の規定による許可又は第四十七條第一項の規定による承認を与えないこと又はこれらの許可若しくは承認の申請書を受理した日から三月を経過しても許可若しくは承認に関する処分をしないこと

六 河川管理者が第四十六條第三項の規定による期間又は第四十九條第二項の規定による期限の延長をしないこと又はその申請を受理した日から三月を経過しても許可に関する処分をしないこと

七 第五十條第三項の規定による河川管理者の解任命令
八 河川管理者が第五十一條第一項の規定による同意を与えないこと

九 第五十二條第一項、第五十三條第二項、第五十四條第一項又は第五十五條の規定による河川管理者の命令
十 河川管理者が第五十六條第一項若しくは第二項の規定による許可を与えないことは同條第二項の規定による河川管理者の命令

十一 河川管理者が第五十八條第一項の規定(第六十五條第四項において準用する場合を含む。)による許可を与えないこと又は

これらの許可の申請を受理した日から三月を経過しても許可に關する処分をしないこと

十二 河川管理者が第六十二條第一項又は第六十五條第三項（同條第七項において準用される場合を含む。）の規定による許可を与えないこと又はこれらの許可の申請を受理した日から三月を経過しても許可に關する処分をしないこと

十三 第七十二條、第七十四條、第七十六條第一項、第七十七條第一項、又は第九十條第三項（第六十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定により河川管理者が課した負担金の額の決定

十四 第八十一條第一項（第六十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定により河川管理者が徴収する占用料、採取料又は使用料の額の決定

十五 第八十九條第一項又は第二項（第六十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定に基き河川管理者のした処分

十六 第九十一條第二項の規定による河川管理者の命令

十七 第九十九條又は第一百條の規定（第六十五條第四項において準用する場合を含む。）に基き河川管理者がした処分

十八 第一百二條（第六十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可又は承認に條件を附したこと

2 第十三條第二項の規定により河川工事を行なう場合における建

設大臣又は一の地方公共団体の区域外において河川を管理する河川管理者がした前項各号に掲げる処分に対して不服のある者は、処分があつた日から三十日以内に、それぞれ当該処分をした建設大臣又は河川管理者に異議の申立をすることが出来る。

3 第八十九條第五項の規定に基き河川監視員がした処分に対して不服のある者は、処分があつた日から三十日以内に、当該河川監視員を命じた河川管理者である建設大臣、都道府県知事若しくは市町村長又は河川管理者である地方公共団体の長に異議の申立をすることが出来る。

4 前三項の規定による異議の申立があつた場合においては、当該申立を受けた者は、当該申立を受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならぬ。

5 前項の規定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から十日以内に建設大臣又は都道府県知事若しくは都道府県である河川管理者のした決定に対しては建設大臣に、その他の河川管理者のした決定に対しては都道府県知事に訴願することが出来る。

6 前項の規定による訴願の裁決に不服のある者は、行政事件訴訟特別法（昭和二十三年法律第八十一号）第五條第一項の規定にかかわらず、裁決のあつた日から三月以内に限り訴を提起することが出来る。

7 訴訟法（明治二十三年法律第五号）第十二條の規定は、第一項

の規定による異議の申立について準用する。

（河川管理者の権限の行使）
第一百十三條、第十八條、第二十條、第二十三條、第二十五條、第二十六條、第二十八條、第三十一條、第三十二條、第三十五條第二項、第三十六條第二項、第三十九條、第四十條、第四十二條から第四十五條まで、第五十六條第一項、第五十七條、第五十八條、第六十一條から第六十三條まで、第六十四條第一項から第四項まで、第六十五條第一項、第六十七條、第八十九條、第九十一條、第九十六條、第九十七條、第九十九條、第一百條、第一百二條、第一百四條、第一百五條並びに第一百七條に規定する河川管理者（河川管理者が都道府県知事又は市町村長である場合を除く。）の権限は、河川管理者である地方公共団体の長が行う。これらの規定が第六十五條第四項において準用される場合も同様とする。

第十章 罰則（略）

第十三回国会衆議院建設委員会議録
第十三号中正誤

頁段	行	誤	正
二五二三	号	第三條第一	第三條第一